The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	麹氏高昌国「麹斌造寺碑」訳註
Author(s)	坂本, 直人
Citation	内陸アジア言語の研究. 2022, 37, p. 1-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91328
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

内陸アジア言語の研究 37, 2022.11, 1–48

麹氏高昌国「麹斌造寺碑」訳註

坂本直人*

0. 導論

トゥルファン盆地への漢人の入植は，紀元前 1 世紀半ば以降の漢の西域進出によって進んだ．漢代に軍事的拠点として設けられた「高昌壁（塁）」は，当地に駐屯した将兵やその子孫が定着・土着化し人口が増加した結果，魏晋期には生活空間としての都城へと発展した．4 世紀初めに中原における混乱が発生すると，中原から河西へと逃れる人の流れが発生し，それにともなって河西からトゥルファン盆地へと移動する人の流れも呼び起こされた．

建興十五年（327）には，前涼の張駿によって高昌郡が設けられ，これは前秦や後涼といった「五胡十六国」の諸政権の支配下でも維持された．建平三年（439）に北涼が滅亡すると，その支配者の沮渠氏が高昌に亡命政権を建て，交河城（現・ヤールホト）の車師前国を滅ぼしてトゥルファン盆地全域を支配下におさめた．沮渠氏政権が承平十八年（460）に柔然によって滅ぼされると，それ以後，トゥルファン地域には闞氏（460–488）・張氏（488–496）・馬氏（496–501）を王とする高昌国が短期間に興亡し，いずれも柔然または高車の強い政治的影響下にあった．遊牧勢力の強い影響下に置かれていたという点は，501 年に麹嘉が国王に即位して成立した麹氏高昌国も同様であった．麹氏高昌国は，貞観十四年（640）に唐によって征服され，唐はトゥルファン盆地を西州として直轄支配することになる(1)．

以上のような歴史展開を背景として，トゥルファン盆地およびここに成立した高昌国においては，甘粛・河西地域や中原から移住したいわゆる「漢人」の人口が優勢であった(2)．このような当地の状況は，印欧系の人口が優勢であったタリム盆地においてやや特殊な地位を占めており，「漢文化圏の最西端」であったと言える(3)．

---

* 大阪大学大学院文学研究科博士前期課程修了（SAKAMOTO Naoto. Alumnus, M.A., Graduate School of Letters, Osaka University）

(1) 前漢代から麹氏高昌国の滅亡に至るまでのトゥルファン地域史の通時的展開については，以下の諸文献を参照：王素 1998, pp. 97–101, 105–208, 236–306; 唐長孺 2011a, pp. 349–355.

(2) 河西地域からトゥルファン盆地への人の移動については，關尾 1999, 關尾 2018 を参照.

(3) 麹氏高昌国における漢文化の影響力の大きさは，支配層が儒教を思想的基盤とし，中原の制度をもとにした漢文文書による文書行政を行っていたことに代表される［栄新江 1990 (IV), p. 1］．松田壽男氏は，ウイグル人が流入する 9 世紀中葉以前の西域ではおおむね印欧系住民の影響力が大きかったのに対して，漢文化の影響力が強かった高昌国・西州を「中国文化の「出店」」と称している［松田 1987b, pp. 113–123］．榎一雄氏も，高昌国および西州について「タリム盆地における中国文化のショーウィンドウともいうべき地域」とする［榎 1992, pp. 22–23］．また，ソグド語・アラビア語史料で，高昌が「漢人の城市（ソグド語 cynʾncknδ, アラビア語 Chīnānj-kath）」と呼ばれていることも，当地の住民が主として「漢人」であっ

高昌国時代のトゥルファン地域に関する情報は，正史をはじめとする漢文の編纂資料・典籍資料において決して豊富ではない．そのため，高昌国の歴史や文化の解明には，トゥルファン盆地の遺跡から 20 世紀初頭以降に発掘された出土文物を一次史料として利用することが不可欠である．

本稿で扱ういわゆる「麴斌造寺碑」もそのような出土文物の一つである．この碑文は，碑陽の「建昌元年乙亥（555）高昌新興令麴斌芝造寺施入記」，碑陰の「延昌十五年（575）寧朔将軍綰曹郎中麴斌芝造寺銘」からなり(4)，いずれも麴氏高昌国の王族の一員である麴斌（または麴斌芝．語注 r1c 参照）による仏教寺院の造営と寺産の寄進を記念するものである．

この碑文は，宣統三年（1911）に三堡すなわち現在のアスターナ（Astana > 阿斯塔納）郷で農作業中の農民によって発見されたと伝えられる．ただし，徐彪氏によれば，本碑の拓本は「清代中後期」から一部に流布しており，宣統三年（1911）には「再発見」されたとみなすのがより正確といえるという［『西域遺珍』p. 51］．碑石は出土地から運ばれる際に二つに分割されて中間の文字が失われ，ウルムチでの保管の際にも一部の文字・行が失われた．また，ウルムチで碑亭に据えられた際，壁中に 2 行が埋め込まれた．その後，盛世才の新疆支配時代（1933–1944）にウルムチのビル建設の基石として地中に埋められた［栄新江 1990 (IV), p. 2］．

原碑が失われて以降，この碑文の移録・校勘とそれに基づく研究は，拓本に依拠せざるを得ない．筆者の知る限り，現時点で何らかの形で学界に公表されている拓本は以下の 3 種類であり，本稿ではそれぞれ「旧拓本」・「新拓本」・「袁拓本」と称する．なお，徐彪氏のいう，「清代中後期」に流布していた拓本の点数や現時点での所在について，筆者は情報を持ち合わせない．

①「旧拓本」：1928 年にウルムチを訪問した黄文弼氏が入手し，その著作『吐魯番考古記』に掲載したもの［『考古記』図版 56・図版 57］．現在，中国国家図書館で「各地 7791」として所蔵される「折衝将軍薪(新)興令造寺碑」拓本は，おそらくこの旧拓本（碑陽）であり，黄文弼氏がウルムチから北京に将来したものと推測される(5)．冒頭・末尾の第 1 行の一部を残していることから，ウルムチで碑亭に据えられる以前に採取されたと考えられる．碑陰の人物像及び人物名については確認できない．

②「新拓本」：中国国家図書館所蔵拓本「各地 602」(6)．黄文弼氏が 1928 年にウルムチで原碑から採取して公刊したもの［『考古記』図版 54・図版 55］．碑亭に据えられた後に採拓され

たことを示す［吉田・森安・新疆ウイグル自治区博物館 1989, p. 8; 森安 1991, p. 166］．

(4) 紀年に基づく碑陽・碑陰の判別については池田温氏に従う［池田 1985, p. 109］．碑陽の紀年については語注 r1b を参照．なお，羅振玉氏や黄文弼氏は，刻字の書体と内容から碑陽・碑陰の判断を逆にしている［羅振玉 1921, pp. 1–5; 『考古記』pp. 51–52］．

(5) この拓本の画像は中国国家図書館の Web データベース「碑帖精華」（ http://read.nlc.cn/allSearch/searchList?searchType=34& ）で公開されている［2022 年 8 月 1 日閲覧］．ただし，紀年の干支（「乙亥歳」）を二回り遡らせて「北魏太延 1 年（435）12 月 23 日」と誤る．

(6) 前述の中国国家図書館の Web データベース「碑帖精華」は，この拓本の画像も「麴斌造寺碑」として公開している［2022 年 8 月 1 日閲覧］．ただし，碑陽・碑陰の紀年を一括して「高昌□□1 年（543）十二月二十□日」と誤る．

たため，碑陽の冒頭 2 行・末尾 1 行，碑陰の末尾 2 行を缺く．また，碑陰の各行末の 2, 3 字は不鮮明である．

③「袁拓本」：中国国家図書館所蔵拓本「章専 132」(7)．1910–1912 年間に新疆巡撫に任じられた袁大化（1851–1935, 字：杏南）氏が現地で入手し，蔵書家の章鈺（1865–1937, 字：式之）氏に贈られ，1919 年頃に羅振玉氏が参照したもの［羅振玉 1921, p. 8］．その後，長らく学界では使用されなかったが，2011 年に中国国家図書館が開催した「新疆歴史文献暨古籍保護成果展」で公開され，その展覧会図録『西域遺珍』にも掲載されている(8)．冒頭・末尾の第 1 行を残し，また刻字も比較的明瞭である．

1911 年の碑石の「再発見」後に，原碑もしくは上述の拓本に依拠して録文を提示した研究として，以下のものが挙げられる．

①『新疆図志』（巻 89・金石 2）の録文：宣統三年（1911）初版の本書の編纂には袁大化氏が「総裁」として関与しているので，同氏蒐集に係る袁拓本が利用されたことは確実であるが，袁拓本で完全に缺落している箇所も移録しているので，損壊する前の原碑もしくはより古い時点で採取された別の拓本を参照した可能性がある［『考古記』p. 52; 池田 1985, p. 108］．ただし，碑陽・碑陰を別の石碑として収録し，また移録における誤りも散見する(9)．

②羅振玉氏による録文［羅振玉 1921, pp. 1–5］：録文①を参照しつつ，前述の袁拓本をもとに移録を行ったもの．

③内藤湖南氏による録文［内藤 1970, pp. 453–460］：録文①・②を比較・参照したうえで，内藤氏自ら缺損部分に推補を加えたもの．

④黄文弼氏による録文［『考古記』pp. 51–53, 付録録文］：旧拓本・新拓本に依拠し，缺損部分を録文①によって補う．

⑤池田温氏による録文［池田 1985, p. 110–113］：旧拓本・新拓本と録文③・④を参照しつつ，缺損部分を録文①によって補う．

研究史の上では，損壊以前のテキストを含める①『新疆図志』，およびこれと複数の拓本とを併せ参照した④黄文弼氏・⑤池田温氏の録文が重要であり，特に後 2 者は現在の学界で標準的な

---

(7) この拓本（碑陽・碑陰）の画像も，前述の中国国家図書館の Web データベース「碑帖精華」で公開されている［2022 年 8 月 1 日閲覧］．ただし，データベースでの定名「高昌王造像碑」は内容に鑑みれば不正確であり，紀年の「高昌（531~640）」も厳密とはいえない．

(8) 『西域遺珍』pp. 48–49, 285．ただし，同書は碑陽の紀年を「延昌元年（561）」と誤り，また拓本の来歴を記さない．掲載された拓影には大小 2 つの蔵印が確認でき，そのうち大寸の「四當齋」印から章鈺氏の旧蔵品であることが判明する．章鈺氏の没後，彼が収集した拓本や書画は，日中戦争の勃発にともない天津中国銀行の金庫に保管され，1954 年に北京図書館（中国国家図書館の前身）に移管された［蔡銀春 2013, pp. 94, 98］．

(9) 『新疆図志』は初版の他，癸亥年（1923）『重校訂新疆図志』（天津博愛局）など複数の版本があり，相互に文字の異同がある［黄祥深・王希隆 2013, pp. 51–52］．本稿では，朱玉麒氏の主編になる整理・校訂本（上海古籍出版社，2015）のテキスト［『新疆図志』pp. 1668–1671］に依拠する．

テキストとして利用されている．

原碑が亡失した現在では，碑寸についても正確な情報は知り得ない．『新疆図志』には，碑陽（「北魏折衝将軍新興令造寺碑」）を「高四尺六寸寛三尺五寸五分」，碑陰（「寧朔将軍造寺銘」）を「高四尺五寸五分寛三尺五寸」と伝える版本と，碑陽・碑陰ともに「高二尺九寸寛二尺三寸」とする版本が存在する［『新疆図志』pp. 1676–1677, nn. 83, 138］．この碑寸情報の相違の由来は不明である．なお中国国家図書館の Web データベース「碑帖精華」によれば，黄文弼氏の旧拓本の寸法は縦 100 cm × 横 80 cm，新拓本は縦 96 cm × 横 73 cm であり，「高二尺九寸寛二尺三寸」という情報と近似する．一方，袁拓本の寸法は縦 110 cm × 横 82 cm とされ，『新疆図志』の伝える碑寸情報とはやや差が大きい．

さて，麴斌造寺碑は，麴氏高昌国期の数少ない仏教碑文の一つとして，麴氏高昌国の官制史・外交史・水利史・仏教史といった様々な分野の先行研究において注目・利用されてきた(10)．ただし，それらの研究は本碑文を断片的・部分的に引用するにとどまり，トゥルファン地域・麴氏高昌国の「漢人」の文化を反映する史料として碑文テキストを総体的に扱う視点は希薄であったといえる．麴斌造寺碑は王族に連なる麴斌の仏教信仰を称揚するために撰文されたものであり，碑陽・碑陰とも撰者は不明ながら，麴氏高昌国の支配層と密接に関係していた者であったことは確実である．したがって本碑は，麴氏高昌国の漢文化を考えるうえで，現地出土の一次史料として高い価値を有するといえる．

また，上述の通り，本碑を扱う研究においては，黄文弼氏が刊行した 2 種の拓本（旧拓本・新拓本）とそれに主拠する同氏・池田温氏の録文が広く利用されてきた．しかし，より状態の良い袁拓本も利用可能となったことで，従来の移録も検証・再点検する余地がある．

そこで，本稿では，麴斌造寺碑について，既知の拓影と従来の研究を総体的に再検討して移録・現代日本語訳を提出する．さらに，碑文中の表現・用語についても，高昌国時代のトゥルファン出土文献はもとより，同時期の中華地域（中原・江南）の漢籍と比較しつつ，できる限り詳細に注解を提示する(11)．

この作業は，麴氏高昌国の「漢人」の文化の具体相に対する理解を深めるともに，同時代の中国北朝・南朝との文化交流や知識の伝播を考察することを目的としている．遺憾ながら，3 種類の拓本については既公刊の写真の利用にとどまって現物調査を経ず，また筆者の知見では十分に解釈できない語句も多々残るため，本稿での考察は初歩的な段階にとどまる．それでもなお，現時点での検討結果として以下の諸点を指摘できる．

まず，本碑文の文章の特徴として，当然ながら，麴氏高昌国時代のトゥルファン出土仏典題

---

(10) 主要な研究は以下の通り．麴氏高昌国の官制史：黄文弼 1951, pp. 29–37; 嶋崎 1977, pp. 253–309; 侯燦 1990. 麴氏高昌国と突厥との関係史：大谷 1936; 馬雍 1986. 麴氏高昌国の田土・水利史：馬雍 1976; 朱雷 1980; 關尾 1984. 麴氏高昌国における仏教史：池田 1985; 姚崇新 1999.

(11) 仏教術語の注解に際しては，トゥルファン地域出土の写本が確認されている仏典［姚崇新 1999, pp. 50–52; 厳世偉 2021］や識語の在証例との比較を優先する．

記・識語や仏教碑文・墓表類と共通・類似する点があることを指摘できる［語注 r1–2; r2–3; r3–4; r15b; r16b; v3–4; v5c; v6d; v6–7; v22b; v24b］．このことは，本碑文の撰者と麹氏高昌国の仏教徒・仏教教団が仏教漢文のリテラシーを共有していたことを反映する．

次に，つとに池田氏が概括的に指摘したように［池田 1985, p. 109］，本碑文には『論語』や『春秋』といった漢文化の根本的な教養となる典籍を踏まえた表現が多くみられる(12)．初代麹氏高昌国王の麹嘉（位 501–525）は北魏に朝貢した際に「五經・諸史」を求めたと伝えられ(13)，実際に高昌国時代のトゥルファン出土漢語写本には，『詩経』・『論語』・『孝経』のような儒家経典や，『漢書』・『三国志』・『晋陽秋(?)』などの史書，さらに小学書である『急就章』も確認されている(14)．本碑文の撰者が種々の文飾・典故を用いていることは，上述の経書・史書類が麹氏高昌国の漢文化の基盤をなしていたことを示すものといえる．

さらに，本碑では，これらの一般的な典籍を踏まえた表現に加えて，東晋の官僚である呉隠之（?–413）が，親孝行で清廉潔白な人物の代表として言及される［語注 v10a］．この呉隠之への言及は，南朝の人物に関する情報・知識を本碑文の撰者が有していたことを示すものとして注目に値する．また，本碑文には後漢末～魏の邴原や西晋の潘尼も言及される．邴原に関する別伝は『三国志』裴松之注に引用されており，南朝において参照しえたものであり［語注 v18c］，潘尼とその故事も南朝において広く知られていた［語注 v19a］．このように，南朝出身の人物や，南朝において高名であった人物が典故として引用されていることから，南朝から麹氏高昌国への知識の伝播が窺える．

南朝の書物や南朝由来の知識・文化が「漢文化の最西端」であるトゥルファン盆地まで伝わってきていたことを示す事例は，トゥルファン出土写本資料からも確認できる．「五胡十六国」～高昌国時代の写本とされる古写本『晋陽秋（?）』残巻（72TAM151:74(a)~83(a), 9/1(a)~9/3(a)）は編年体の史書の断片であり，永康元年（304）三月下旬から四月四日までの部分が残存している．この写本が東晋・孫盛の撰にかかる『晋陽秋』そのものであるかについては議論があるものの，南朝において作成された史書であることは疑いない［町田 1984, pp. 39–40; 岩本 2005, pp. 25–29］．トゥルファン出土の漢語仏典には，南朝で漢訳された仏典や，江南の「成論師」と呼ばれる学派の系統に属する『勝鬘義記』の断片も含まれる［池田 1985, p. 108; 姚崇新 1999, pp. 50–52; 橘堂 2010; 厳世偉 2021, pp. 104–108］．また，即位前の蕭道成（南齊の太祖，位 479–482）の名で劉宋・

---

(12) 特に語注 r6a, r6b, r14a, r14c, v10–11, v12b, v13c, v13d, v14a, v15a, v19b, v23a, v23–24, v24a, v26d, v28b, v29a を参照．

(13) 『魏書』巻 101, 高昌伝「正光元年（520），肅宗遣假員外將軍趙義等使於嘉．嘉朝貢不絶．又遣使奉表，自以邊遐不習典誥，求借五經・諸史，并請國子助教劉變以為博士」．

(14) これらの諸点については栄新江氏や陳国燦氏の概観［栄新江 1991 (IV), p. 1; 陳国燦 2012］を参照．それ以降にも，旅順博物館所蔵資料（大谷探検隊将来）や日本書道博物館所蔵資料（中村不折コレクション），トゥルファン地域の新発掘の資料にも高昌国時代の典籍写本が確認されている．ちなみに，かつて『漢書』とみなされていた断片のいくつかは佚書『漢紀』に同定すべきことが指摘されている．これらの諸点については，包暁悦 2015; 王啓濤 2017; 許建平 2018; 朱月仁 2018; 馮璇 2018; 朱玉麒・孟彦弘 2019 などを参照．

昇明元年（477）に記された仏典識語をはじめ，劉宋や梁の紀年を有する識語も確認され(15)，南朝からの仏教典籍の流入が想定される．沮渠氏時代の己丑歳（449）に南朝支配下の丹揚(陽)郡を本貫とする「呉客」の張休祖が記した仏典識語断片［『識語集録』p. 86, No. 82］も，南朝支配地域からの人の移動による知識の伝播を示唆する(16)．その他にも，南朝系経学との関連が指摘されている『孝経義』も出土しており［朱玉麒 2007, pp. 50–55］，麴伯雅が大業六年（610）に隋に朝貢した際に詠んだ漢詩は，劉宋の詩人鮑照（466 没）が孝武帝（453–464）を称揚した「中興歌」の第 1 首を改作したものであることも指摘されている［王素 2003］.

ところで最近，付晨晨氏は，齊梁期の類書の特徴を残す『藝文類聚』における引用文献を分析し，齊梁期の初期類書の編纂にともなって「魏晋知識の典故化」が行われたと指摘する．付氏によると，齊梁期の初期類書（特に梁代編纂の『華林遍略』）の大きな特徴は，魏晋期以後に作成された歴史書や家伝，郡志などの書物を多く引用する点にある．そして，武帝による梁代初期の類書編纂は政治制度や文化の整備の一環として行われ，これらの書物にある知識を類書に組み込むことによって魏晋期の知識が整理・体系化されたとする［付晨晨 2019］.

呉隠之・邴原・潘尼に関する記述は，付晨晨氏が齊梁期の類書を分析する際に参照した『藝文類聚』にも見られる(17)．南朝で作成された書物に広く見られる彼らに関する知識は，まさに付晨晨氏が指摘するような齊梁期に典故化された魏晋期の知識であったと考えられる．

以上の点を踏まえると，麴斌造寺碑における呉隠之などの故事の引用は，南朝の文化・知識の伝播，とりわけ南朝において典故化された魏晋期の知識の西方への広がりという文脈でとらえることも可能であろう(18)．なお，本碑文中の表現には，南朝で編纂・漢訳された仏典や，南朝の仏

---

(15) 『識語集録』p. 91, No. 99,『妙法蓮華経』普門品蕭道成題記（Ch. 422）；同，No. 100, 某経（法華？）蕭道成題記（Ch. 2521 + Ch. 2836; cf. Nishiwaki and Raschmann 2001, pp. 113–114）；同 p. 85, No. 79, 劉宋太縁二年（436）『仏説首楞厳三昧経』令狐広嗣・史良奴題記［『考古記』図 9］；同 p. 102, No. 157, 梁天監十一年（512）『摩訶般若波羅蜜経』巻十四江州刺史建安王蕭偉題記；同 p. 113, No. 186, 梁普通四年（523）『華厳経』巻廿九正法無盡蔵題記など.

(16) 一方で，南朝仏教に対するトゥルファン漢人仏教からの影響も考慮する必要がある．例えば，5 世紀中葉に劉宋に菩薩戒を伝えた曇景は高昌国出身であり，南朝の仏教界全体における最重要人物の一人とも評価される［船山 1995, esp. pp. 32–33］.

(17) 呉隠之＝『藝文類聚』巻 50, 刺史（引用書：東晋・王隠『晋書』）; 邴原＝『藝文類聚』巻 35, 泣（引用書：『邴原別伝』）; 潘尼＝『藝文類聚』巻 48, 中書令（引用書：南齊・臧栄緒『晋書』）．また，『藝文類聚』には潘尼の作成した詩や賦なども多数引用されている.

(18) 南朝由来の知識や書物の伝播の経路を具体的に特定することは困難である．高昌国との地理的懸隔を考慮すれば，北魏・北朝を経由した可能性が第一に想定される．南北朝間の交流を通じて南朝の典籍や文化が北朝に流入したことがすでに指摘されているからである［吉川 2000; 唐長孺 2011b, pp. 212–219; 梶山 2016; 堀内 2018］．本文でも述べたように，麴氏高昌国は北朝に頻繁に朝貢して書物の下賜を求めているとともに，北魏撰述と考えられている『急就編』が実際にトゥルファンから出土していることも留意される［福田 1999］．ただし，外交使節や仏僧・商人の往来を通じて，江南地域から直接にトゥルファン地域に伝播した可能性も考慮すべきである．南朝と漠北・西域諸国が北朝を経由せず青海の吐谷渾（「河南道」）を経由して直に交渉したことは松田氏の研究によりつとに知られており［松田 1987a, pp. 115–122］，それはトゥルファン出土文書と典籍史料を併せ用いた唐長孺氏の研究により補強された［唐長孺 2006］．さらに近年発掘された闞氏高昌国時代の文書でも，柔然・焉耆・パミール以西の諸国からの使節ととも

僧の撰述した文章と共通・類似するものも散見する［e.g., 語注 r7b; v2–3; v3–4; v6d; v17a; v31b］．これらの表現が南朝に特徴的なものであるとはなお断言できないものの，麹氏高昌国における南朝文化の伝播・影響といった問題は，今後さらに詳しく検討していく必要がある．

ただし，つとに關尾史郎氏が強調したように麹氏高昌国はあくまで中原諸王朝とは別の国家であり［關尾 1988］，その文化をアプリオリに中原や江南のそれと均質なものとみなすことにも慎重にならねばならない．例えば嶋崎昌氏は，『隋書』高昌伝や本碑中の情報を用いて，高昌国の文化に非漢人的要素が強く浸透していたことを指摘している［嶋崎 1977, pp. 330–334］．また麹氏高昌国における漢語と非漢語（「胡書・胡語」，おそらくは梵語・トカラ語・ソグド語）の併存は知られていたが(19)，本碑陰第 22 行で「蔚」の音通字としての「曰」が新たに見出されたことは，麹氏高昌国の漢語の音韻体系そのものが中原とは異なっていたことを示唆する［語注 v22b 参照］．麹氏王族の事跡を称揚する本碑文の撰者は社会的・文化的に高い地位・階層にあったと考えられるから，文中にみえるその他の誤字［語注 r1c, r5a, r6b, r17a, v5a, v6b, v12a, v20a, v21b, v22a, v26e 参照］も当地の社会で通行していた「互用」の範疇に属するものであり，トゥルファン独自の漢語・漢文文化を反映するとみなすべきかもしれない．これらの漢字音や誤用・互用の背景についても，諸種のトゥルファン出土資料の包括的な分析を通じて，微視的・包括的に分析を深める必要があるだろう．

1. 碑陽

碑陽は 31 行× 41 文字からなり，第 1 行冒頭の元号 2 字を缺くものの，明記された「乙亥歳」の干支と，第 23 行に第 6 代麹氏高昌国王の麹宝茂（位 555–560）が言及されることを勘案して，建昌元年（555）に比定できる［語注 r1b 参照］．第 2–5 行では，仏教の創唱と興隆，および仏像やそれを収めた寺廟を通じた仏陀入滅後における布教の展開が述べられる．第 5–8 行では，麹斌の造寺・寄進の経緯及びその動機として亡親の供養が言及され，第 8–12 行にかけて寄進された土地が列挙される．第 12–16 行では，寺院建立及び寄進の功徳による国家安寧・先祖供養を願い，第 16–19 行にかけて寺産の保証及び寺産を侵害した場合の罰則について言及される．第 20 行以降は，中央の高僧や国王の麹宝茂と世子の麹乾固（後の第 7 代国王，位 561–601），さらに中央官員などの名が列挙される．池田氏はその内容から「高昌新興令麹斌芝造寺施入記」と定名する［池田 1985, p. 109］．

に「呉客」が言及されており，栄新江はこの「呉客」を劉宋からの公式の外交使節とみなしている［栄新江 2007, pp. 8–9］．

(19) 『周書』巻 42, 異域伝・高昌条「文字も亦た華夏と同じうし，兼せて胡書を用う．『毛詩』・『論語』・『孝経』有り，学官・弟子を置き，以て相い教授せしむ．之を習読すると雖も，而れども皆な胡語を為す【文字亦同華夏，兼用胡書．有『毛詩』・『論語』・『孝經』，置學官弟子，以相教授．雖習讀之，而皆爲胡語】」（『北史』巻 97, 西域伝・高昌条も同文）．吉田・森安・新疆ウイグル自治区博物館 1989, p. 15, fn. 26; 荒川 1990; 『慧超伝研究』p. 110.

以下，句読・書き下しにおいては，□は破損・欠字，字は全欠字の推補，字は文字の残画に基づく推補を示す．原碑の誤字・通假字は句読においてルビとして校訂し（「誤(正)」），書き下しでは校訂を採る．書き下し・現代日本語訳の丸数字は，おおむね対応する原文の行数を示す．

（1）句読

1 建昌元年乙亥歳十二月廿三日．白衣弟子折衝将軍薪(新)興令麹斌芝，稽首歸命常住三寶，和南境内一切

2 菩薩衆僧．啓明王殿下，白文武僚佐．並奉(?)如来，啓受(?)経(?)法(?)．方梵音演響，理高万品，是以三途含霊，資常楽而

3 帰依，六趣抱識，果我浄而廻向，仁化洽於大千，恵澤潤於塵堺(界)．摩耶之俗漸□，調御之風勃興，五濁處成嚴

4 土，涅槃革為道場．及偃駕雙林，潜光鷲峯，虚懐敬信者，建刹嵒形，鏤崖積土，鎔金刊木，觸處争興，随方兢□．

5 於是像廟星羅，僧攬(藍)雲布，怖魔乞土，驅烏棲馮，礼懺消愆，精勤獲果．諒摂生之勝業，弘道之妙術也．斌芝宜

6 □霊祇，早丁禍罰，二親棄背，无所怙恃．每夙夜悲慕，感風樹之歎，思立冥福，報顧負(復)之恩．謹割生資，汲汲無(?)

7 怠，於薪(新)興県城西，造立一寺．覆匱之□，粗有端緒，薗田備具，未蒙署記．恐浮年易遷，軀命難保，冀及永(?)存，為

8 素書一通，條列施意，傳之永代．寺下田畊畝澤，東詣道，南枕谷．次寺北澤，北与潘守智獨塔・周耀真菜薗共

9 限，東与鎮家菜薗・子得師菜薗同限．寺下薗田悉用漫水漑．次寺下潢田，北詣張寺田，東詣坑，西詣□．次秦

10 城澤中潢，東詣已忠玄，受鎮家□□渠，渠南詣壕中道，西詣秦城澤，北詣苟居潢・□忠郭田．次平上潢三分，

11 北詣道，西詣卜家潢．次三亭潢中□分，北詣渠，西詣侯千歳田，南詣曹武安潢子，東詣平上潢田．次□家潢

12 中壹分．次城中里舎壹區，西詣□，北詣孫寺，東詣城壁，南詣辛衆祐舎．有上所條，悉用奉施，永充齋供．冀犍

13 鳴長響，法事恒薪(新)，賢明相承，功業不替．謚廻斯福．仰願明王殿下，辟二儀以斉榮，方四序而等秀．恒明俞於

14 東晷，仁寿次於南山，至徳日昇，玄功歳遠．玉枝國葉，文武僚佐，皆秉信懐忠，竭誠盡節，逶迤自公，百揆時叙．

15 殊方悦慕，異類帰風．又願照武王已下五王之霊，済愛欲之河，登解脱之堺，優遊浄土，常与仏會．又願考妣

16　亡魂，宗眷往魄，皆越三途，遊神□堺(界)，面聖飡音，獲菩提果．身及親属，壹切羣生，普蒙斯慶，永保来祥．後若有

17　不消(肖)子孫，内姓外族，依倚勢力，□侵寺物，及寺主不良，費用非理，令千載之福断於當時，齋飡僧供絶於一

18　人，罪釁之科，如経誠言．兼以□□罰黄金廿斤，十斤入時主，十斤入寺．罰負既竟，施意如故．□□道衆流慈，

19　聖上降恵，賢僚良佐，賜署一□．令取驗當時，傳證後代，福報之弘，豈不偉歟．弟子麹斌芝和南敬白．

20　高昌大僧　上坐　中座　下座　毗尼都敷問齋主願泰典録　維那　弘道都敷問齋主　法師維那

21　平事　禅師　平事　法師　平事　禅師　法師　禅師　法師　禅師

22　使持節驃騎大将軍・開府儀同三司・都督瓜州諸軍事・侍中・瓜州刺史・西平郡開國公・希董・時多浮跋・无亥

23　希利發・高昌王麹寶茂　　右衛将軍・波多旱・鍮屯發・高昌令尹麹乾固

24　冠軍将軍・兼屯田事・帯寧戎縣麹紹徽　奮威将軍・横截太守・兼宿衛事麹　廣威将軍・綰曹郎中麹

25　長史・建武将軍・領兵部事麹(?)　長史・虎威将軍・領庫部事麹　長史・威遠将軍・領都官事麹　凌江将

26　軍麹　長史・威遠将軍・領倉部事馬　長史・威遠将軍・領祀部事陰　長史・平漠将軍・領主客事氾

27　長史和　民部司馬張　□威将軍・都官司馬高　主客司馬高　倉部司馬厳　兵部司馬高

28　祀部司馬麹　庫部司馬□　門下校郎焦　門下校郎鞏　通事舎人張　通事舎人□

29　薪(新)興僧上坐　中坐　下坐　典録　法師　禅師　法師　禅師　維那　薪(新)興□□

30　□□□□□兵曹録事□　田曹録事衛　客曹参軍戴　客曹参軍齋　田曹参軍□　省事□

31　□□□□□　散望将□□将軍陰虎牙将軍衛　子弟将呂　田曹主簿馮　兵曹主簿□

（2）碑陽書き下し

①建昌元年乙亥歳十二月廿三日．白衣弟子たる折衝将軍・新興令の麹斌芝，稽首して常住三宝に帰命し，境内の一切の②菩薩衆僧に和南す．明王殿下に啓し，文武の僚佐に白(もう)す．並びに如来を奉(?)じ，経法(?)を啓受(?)す．方(まさ)に梵音は演(の)びて響き，理は万品より高く，是を以て三途の含霊は常楽を資(たよ)りて帰依し，③六趣の抱識は我浄を果たして廻向し，仁化は大千を洽(うるお)し，恵沢は塵界を潤す．摩耶の俗は漸く□し，調御の風は勃(にわ)かに興り，五濁は処(やすん)じて厳土と成り，④涅梨は革(あらた)まりて道場と為る．駕を双林に偃(と)め，鷲峯に光を潜むるに及び，虚懐にして敬信する者，刹を建て形を図(えが)き，崖を鏤りて土を積み，金を鎔かして木を刊(けず)ること，触処に争って興り，随方に競って□す．⑤是に於いて像廟は星のごとく羅(つら)なり，僧藍は雲のごとく布(し)き，怖魔は乞土し，駆烏は

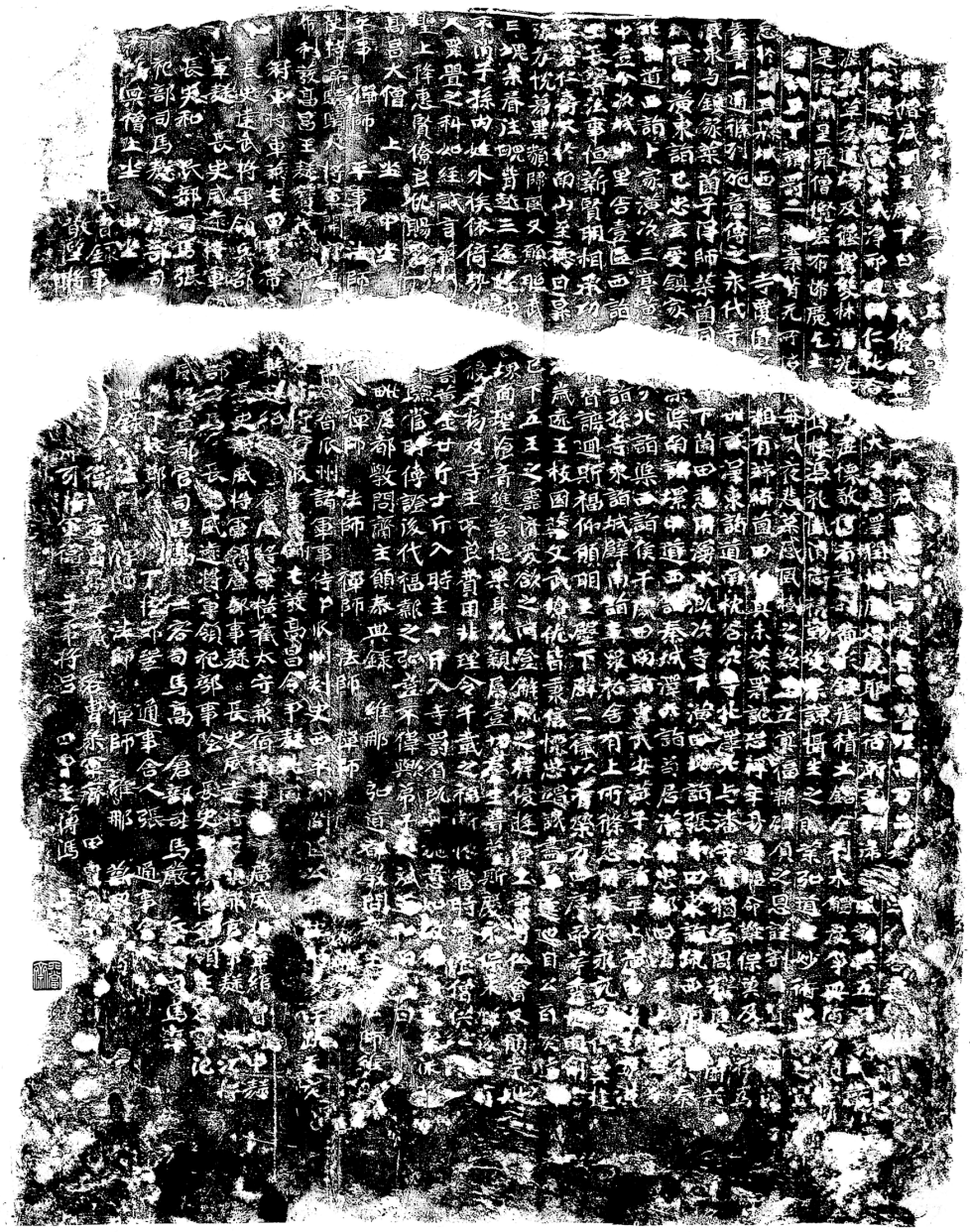

碑陽「建昌元年乙亥（555）高昌新興令麴斌芝造寺施入記」（袁拓本）［『西域遺珍』p. 48］

棲憑し，礼懺して愆を消し，精勤して果を獲（う）．諒に摂生の勝業，弘道の妙術なり．

斌芝は霊祇を宜□するも，⑥早に禍罰に丁（あ）たり，二親の棄背すれば，怙恃する所无し．毎に夙夜悲慕し，風樹の歎きを感じ，冥福を立てんと思い，顧復の恩に報いんとす．謹しんで生資を割き，汲汲として怠らず，⑦新興県城の西に一寺を造立す．覆匱の□は粗ぼ端緒有り，薗田は備具するも未だ署記を蒙らず．浮年の遷り易く，軀命の保ち難きを恐れ，永（？）存に及ぶを冀い，⑧素書

1 建昌元年乙亥歲十二月廿三日白衣弟子折衝將軍薪興令麹斌芝稽首歸命常住三寶和南境内一切
2 菩薩衆僧啓明王殿下白文武僚佐並奉如来啓受経法方梵音演響理高万品是以三途含霊資常楽而
3 帰依六趣抱識果我浄而廻向仁化洽於大千恵澤潤於塵堺摩耶之俗漸□調御之風勃興五濁處成嚴
4 土逕梨革為道場及偃駕雙林潛光鷲峯虚懐敬信者建刹嵩形鏤崖積土鎔金刊木觸處争興隨方兢□
5 於是像廟星羅僧攬雲布怖魔乞土驅鳥棲凋礼懺消愆精勤獲果諒摂生之勝業弘道之妙術也斌芝宜
6 □霊祇早丁禍罰二親棄背无所怙恃毎夙夜悲慕感風樹之歎思立冥福報顧負之恩謹割生資汲汲無
7 怠於薪興県城西造立一寺覆匱之□粗有端緒薗田備具未蒙署記恐浮年易遷軀命難保冀及永存為
8 素書一通條列施意傳之永代寺下田冊畝澤東詣道南枕谷次寺北澤北与潘守智獨塔周耀真菜薗共
9 限東与鎮家菜薗子得師菜薗同限寺下薗田悉用漫水漑次寺下潢田北詣張寺田東詣坑西詣□次秦
10 城澤中潢東詣已忠玄受鎮家□□渠渠南詣堰中道西詣秦城澤北詣苟居潢□忠郭田次平上潢三分
11 北詣道西詣卜家潢次三亭潢中□分北詣渠西詣侯千歲田南詣曹武安潢子東詣平上潢田次□家潢
12 中壹分次城中里舍壱區西詣□北詣孫寺東詣城壁南詣辛衆祐舍有上所條悉用奉施永充齋供冀犍
13 鳴長響法事恒薪賢明相承功業不替謚廻斯福仰願明王殿下辟二儀以斉榮方四序而等秀恒明俞於
14 東晷仁寿次於南山至徳日昇玄功歲遠玉枝國葉文武僚佐皆秉信懐忠竭誠盡節逶迤自公百揆時叙
15 殊方悦慕異類帰風又願照武王已下五王之霊済愛欲之河登解脱之埠優遊浄土常与仏會又願考妣
16 亡魂宗眷往魄皆越三途遊神冥堺面聖飡音獲菩提果身及親属壱切羣生普蒙斯慶永保来祥後若有
17 不消子孫内姓外族依倚勢力□侵寺物及寺主不良費用非理令千載之福断於當時齋飡僧供絶於一
18 人罪釁之科如経誠言兼以□□罰黄金廿斤十斤入寺罰負既竟施意如故□□道衆流慈
19 聖上降恵賢僚良佐賜署一□令取驗當時傳證後代福報之弘豈不偉歟弟子麹斌芝和南敬白
20 高昌大僧　上坐　中座　下座　毗尼都斆問齋主願泰典録　維那　弘道都斆問齋主　法師維那
21 平事　禅師　平事　法師　平事　禅師　法師　禅師　法師　禅師
22 使持節驃騎大将軍開府儀同三司都督瓜州諸軍事侍中瓜州刺史西平郡開國公希董時多浮跋无亥
23 希利發高昌王麹寶茂　右衛將軍波多旱鍮屯發高昌令尹麹乾固
24 冠軍將軍兼屯田事帯寧戎縣麹紹徽　奮威將軍横截太守兼宿衛事麹　廣威將軍綰曹郎中麹
25 長史建武將軍領兵部事麹　長史虎威將軍領庫部事麹　長史威遠將軍領都官事麹　凌江將
26 軍麹　長史威遠將軍領倉部事馬　長史威遠將軍領祀部事陰　長史平漠將軍領主客事氾
27 長史和　民部司馬張　□威將軍都官司馬高　主客司馬高　倉部司馬厳　兵部司馬高
28 祀部司馬麹　庫部司馬□　門下校郎焦　門下校郎鞏　通事舍人張　通事舍人□
29 薪興僧上坐　中坐　下坐　典録　法師　禅師　法師　禅師　維那　薪興□□
30 □□□□□兵曹録事□　田曹録事衛　客曹参軍戴　客曹参軍齋　田曹参軍□　省事□
31 □□□□□　散望將□□將軍陰虎牙將軍衛　子弟將呂　田曹主簿馮　兵曹主簿

碑陽「建昌元年乙亥（555）高昌新興令麹斌芝造寺施入記」録文

一通を為し，施意を條列し，之を永代に傳えんとす．

寺下の田冊畝・澤：東は道に詣る．南は谷に枕(のぞ)む．

次，寺北の澤：北は潘守智の独塔・周耀真の菜薗と共に限る．⑨東は鎮家の菜薗・子得師の菜薗と同に限る．寺下の薗田は悉く漫水を用いて漑す．

次，寺下の潢田：北は張寺の田に詣る．東は坑に詣る．西は□に詣る．

⑩次，秦城澤中の潢：東は已忠玄に詣り，鎮家の□□渠を受く．渠の南は堰中道に詣る．西は秦城澤に詣る．北は苟居の潢・□忠郭の田に詣る．

次，平上潢三分：⑪北は道に詣る．西は卜家の潢に詣る．

次，三亭潢中□分：北は渠に詣る．西は侯千歲の田に詣る．南は曹武安の潢子に詣る．東は平上潢田に詣る．

次，□家の潢中一分．

⑫次，城中の里舎一区：西は□に詣る．北は孫寺に詣る．東は城壁に詣る．南は辛衆祐の舎に詣る．

上に條する所有れば，悉く奉施に用い，永く齋供に充つ．⑬冀わくは犍鳴の長く響き，法事の恒に新たにして，賢明の相い承け，功業の替れぬことを．謙わくは斯の福を廻らさんことを．仰ぎ願わくは，明王殿下の，二儀を辟めて以て斉しく栄え，四序を方べて等しく秀ならんことを．恒明の東晷より兪り，⑭仁寿の南山に次び，至徳の日ごとに昇り，玄功の歳ごとに遠からんことを．玉枝国葉・文武僚佐の，皆な信を秉り忠を懐き，誠を竭くし節を盡くし，逶迤として公自りし，百揆時れ叙せんことを．⑮殊方の悦慕し，異類の帰風せんことを．

又た願わくは，照武王已下の五王の霊の，愛欲の河を済り，解脱の岸を登り，浄土に優遊し，常に仏会に与らんことを．又た願わくは，考妣の亡魂・⑯宗眷の往魄の皆な三途を越え，神を□界に遊ばせ，面聖飡音して菩提果を獲んことを．身及び親属・一切の群生の普く斯の慶を蒙り，永く来祥を保たんことを．

⑰後に若し不肖の子孫，内姓・外族の勢力に依倚し，寺物を□侵すること有れば，及た寺主の不良にして費用の非理にして，千載の福をして当時に断ち，齋飡・僧供をして一人において絶えしむれば，⑱罪釁の科，経の誠言の如し．兼ねて□□を以て黄金廿斤を罰とし，十斤は時主に入り，十斤は寺に入る．罰負は既に竟るも，施意は故の如し．□□道衆は慈を流し，⑲聖上は恵を降し，賢僚・良佐は一□を署すを賜る．験を当時に取らしめて，後代に伝証せしむれば，福報の弘は，豈に偉ならざらんや．弟子麹斌芝，和南して敬んで白す．

【第 20 行以下は官銜・人名の列挙につき省略】

（3）碑陽現代語訳

①[建昌]元年（555）乙亥歳十二月廿三日．在家の仏弟子である折衝将軍・新興令の麹斌芝は，［仏・法・僧の三宝に］稽首して［礼拝し］，国内すべての［菩薩たろうとする］衆僧に［敬礼いたします］．②明王殿下に申し上げ，文武の僚佐にお伝えします．みな如来に［礼拝して(?)］啓づいて［経法をお受けします(?)］．まさに仏陀の教えは広がって響き，仏教の教えはあらゆるものより尊いものであり，［それゆえに］三途の衆生は常楽を頼みとして仏教に帰依し，③六道の衆生は我浄を獲得して功徳を他者へと廻向し，仏教の教えは三千世界に広まり，仏教のお恵みはこの六塵で満たされた世界を潤した．摩耶にとらわれていた俗はしだいに［教化され(?)］，仏陀による衆生の統御が勃興し，五濁の世界は荘厳された浄土となり，④地獄も改められて道場となった．仏陀が沙羅双樹のもとに車を止めて入滅し，霊鷲山で涅槃を迎えると，仏教を謙虚に敬い信ずる人々は仏寺を建立して仏陀の姿を描き，そこかしこで競うように崖を掘って土を積み上げ，金を鎔かし木を削った．⑤こうして仏像を納める廟は星のように建ち並び，伽藍も雲のように増えて比丘や沙弥が安住するようになったので，（人々は）礼拝・懺悔を行って過ちを消し，勤行に励んで仏果を得た．（これらはみな）まさに衆生救済の勝れた行いであり，仏教を広める素晴らしい方法である．

⑥わたくし，麹斌芝は神祇を宜□していた（祀っていた？）が，若いうちに災難に遭い頼りとする両親が亡くなってしまった．昼夜悲しんで両親のことを思慕し，孝行できないことを歎き，両親の冥福に資し，養育してくれた恩に報いようと考えた．謹しんで財産を投じて，怠ることなく（仏寺建立の）事業に専心して，⑦新興県城の西に一寺を建立することとした．（寺院の建立と寄進という）事業を開始するのに必要なことはほぼ全て揃い，（寄進する）田土は完備しているが，（寺産保証のための）署記がなされていない．月日がすぐに過ぎ去り，私の命も長く続かないことを懸念して，寺産が永続することを願い，⑧絹書の書面一通を作成して，寄進に至った微意及び寄進した財産を列記し，これを永く後世に伝えようとするものである．

寺[下]の[田]40畝・澤：東は道に至る．南は谷に臨む．

次，寺北の澤：北は潘守智の獨塔・周耀真の菜園を境界とする．⑨東は鎮家の菜園・子得師の菜園を[境界とする]．寺下の園田はすべて漫水によって灌漑する．

次，寺下の潢田：北は張寺の田に至る．東は坑に至る．西は□に至る．

⑩次，秦城澤の中の潢：東は已忠玄（の土地）に至り，鎮家の□□渠を受ける．渠の南は螺中道に至る．西は秦城澤に至る．北は苟居の潢・□忠郭の田に至る．

次，平上潢の三分：⑪北は道に至る．西は卜家潢に至る．

次，三亭潢の[中]の□分：北は渠に至る．西は侯千歳の田に至る．南は曹武安の潢子に至る．東は平上潢田に至る．

次，□家の潢の中の一分．

⑫次，城中の里舎一区：西は□に至る．［北］は孫寺に至る．東は城壁に至る．南は辛衆祐の舎に至る．

以上に列記した土地・財産は全て寺への寄進として永遠に齋供に充当する．

⑬願いますことには，犍稚の音が長く響きわたり，法会が常に新たに行われ，賢明なる人物がこの寺院を受け継いでいき，寺院の営為が廃れませんことを．願いますことには，この功徳が廻向されますことを．仰ぎ願いますことには，明王殿下（麹宝茂）が二儀（天地）を治めて国中が等しく栄え，四季を規則正しく巡らせますように．（国王の）永遠の輝きは朝日より明るく，⑭（国王が）仁徳をもって終南山に及ぶほど長生きされ，（国王の）最上の徳は日に日に高まり，威光が年々に遠方に及びますことを．王族の麹氏一族，文官・武官の臣僚は皆な忠節を誓い，忠誠を尽くし，誠実に仕え，百官みな付き従いますことを．⑮外国の人々も国王を敬慕して，異族の人々も国王の教化に従いますことを．

また願いますことには，照武[王]以下の五王の霊魂が妄執や煩悩を離れて愛欲の河を渡り，解脱の岸を登って浄土に遊び，常に仏会に参加して仏の教えに与りますように．また願いますことには，⑯両親の亡魂・一族の往魄が皆な三途を越え，その御霊が□界に巡遊し，仏陀にお会いしてその教えを聴き，菩提果を獲得しますことを．私および親族，一切の衆生があまねくこの功徳を蒙り，永遠に将来の幸福を享受し続けますことを．

⑰この後，もし愚かな子孫や一族・姻族が権勢を振るって寺の財産を侵奪したり，また寺主が

善良でなく不当に寺産を用いたりして，千年にまで続くべきこの功徳をその時に途絶えさせ，齋食や僧供がたとえ一人に対してでも途絶えさせるようなことがあれば，⑱その罪過に対する報いは経典の誠言にある通りである．その上，□□のかどで黄金二十斤を罰として取りたて，十斤はその時の国王へと納め，十斤は寺に納めることとする．寺産を侵した際の罰金を払ったとしても，寄進した寺産は元通りにしなければならない．□□僧侶たちは慈悲をくださり，⑲聖上もお恵みをくだされ，賢明なる家臣各位からも署名を賜った．今その証明書を，後代に伝えて寺産の証とさせれば，この功徳の広がりも偉大なものとなるであろう．仏弟子麹斌芝が和南して［敬んで］申し上げます．

【第 20 行以下は官銜・人名の列挙につき省略】

（4）碑陽語注

r1a：旧拓本・袁拓本はともに冒頭の第 1–2 行を残す一方，新拓本はこの 2 行を缺く．

r1b 建昌元年乙亥歳：『新疆図志』は冒頭の缺字 2 字に「延昌」を推補したが，干支との照合からも「建昌」に改めるのが妥当である．「建昌」は第 6 代麹氏高昌国王麹宝茂の年号（555–560）で，建昌元年は西魏の恭帝二年にあたる［羅振玉 1921, pp. 6–7; 黄文弼 1951, p. 16］．麹氏高昌国においては基本的に逾年改元制がとられており，麹宝茂の即位は前年の和平四年（西魏の恭帝元年，554）のことであった．なお，『北史』巻 97・高昌伝が「恭帝二年（555），又以其田地公茂（＝麹宝茂）嗣位」とするのは，麹宝茂即位の情報が西魏に伝えられた時点を示すものと考えられている［佐藤 1979, p. 15, n. 6］．

r1c 折衝将軍 薪(新) 興令麹斌芝：碑陽の主人公は本処と第 20 行で「麹斌芝」と称され，碑陰で称揚される「麹斌」も「折衝将軍・新興令」に任じられている（碑陰第 10 行）．官銜の一致に鑑みれば，麹斌芝と麹斌とは明らかに同一人物である．黄文弼氏は「斌」が諱，「斌芝」が字である可能性を指摘している［『考古記』p. 52］．

麹氏高昌国においては北魏などと同様に，官職とともに官位に応じた将軍号が官員に与えられていた[20]．折衝将軍は，嶋崎昌氏の整理では正五品上～従五品下，侯燦氏の整理では第四等級に該当し，郡太守や県令，長史クラスが帯びた将軍号であった［嶋崎 1977, pp. 275, 293–294; 侯燦 2019, p. 182］．以下，本碑文に見られる麹氏高昌国の官職・将軍号については［嶋崎 1977, pp. 253–309; 侯燦 1990; 侯燦 2019, pp. 182–183］により，特に説明を要しないものについては省略に従う．

「薪興」は「新興」の誤字［『考古記』p. 53］．同様に「新」を「薪」に誤る例は碑陽第 7, 13, 29 行にもみえる．高昌故城（カラホージャ）北隣のアスターナ（三堡）で発見された本碑の記載は，麹氏高昌国の新興県をアスターナ近辺に比定する根拠とされた［『新疆図志』pp. 1668, 1670; 羅振

(20) 嶋崎昌氏は，麹氏高昌国における将軍号の北魏との共通性などに注目して，麹斌造寺碑中の署名や墓表などに現れる官職と将軍号について北魏の官位（正三品～従八品下）に対応させながら整理した［嶋崎 1977, pp. 292–294］．侯燦氏も墓表などの史料を網羅的に扱い，麹氏高昌国の官職と将軍号を第一等級～第九等級に分けて整理を行った［侯燦 1990］．

玉 1921, p. 6］．これに対して嶋崎氏は，新興を高昌から北方約 25 km に位置する村落であるシンギム（Singgim, 勝金／森尼木）に比定することを提唱した．その論拠は，新興（中古音 *siə̯ən-xiə̯ŋ）とシンギムの音が近似することや，唐代の漢文文書や本碑第 8–12 行の記載から「新興」の周辺には貯水施設である「潢」が散在するなど水資源に恵まれていたという状況が再構され，西郊にチッカン=クル（Čiqqan Köl, 七康湖）という湖沼があるシンギムの現況とも相通ずることであった［嶋崎 1977, pp. 123–127］．さらに，松井太氏は，トゥルファン出土の古ウイグル語・モンゴル語文書の用例から，漢語の地名「新興」がまず古ウイグル語に Singing ~ Singging と借用され，後に現代ウイグル語の Singgim へと転訛したことを論証して，嶋崎説を補強した［松井 1998, pp. 33–34; Matsui 2015, pp. 281–283］．この点については語注 r7a も参照．

なお，新興県の設置は，当地が天山以北の突厥の勢力から国都である高昌県を防衛するための地理的要衝にあたることがその要因として考えられる［關尾 1984, pp. 3–5］．

r1–2 稽首歸命常住三寶，和南境内一切菩薩衆僧：麹氏高昌国時代の仏典識語では「稽首歸命常住三寶」という定型表現が用いられる［『識語集録』Nos. 288, 343, 347, 350, 480, 501, 502］．特に延昌三十一年（599）『仁王経』高昌王麹乾固題記の冒頭には「白衣弟子高昌王麹乾固，稽首歸命常住三寶，和南一切諸大菩薩」とあり［『識語集録』p. 143, No. 311; 大谷 1936, pp. 24–25; cf. 西脇 2012, pp. 23–28］，これを参照して本処の缺字部分を推補する．

r2a 啓明王殿下，白文武僚佐：「明王殿下」は当時の麹氏高昌国王であった麹宝茂を指す［語注 r1b 参照］．池田氏は本処を「啓明王殿下白，文武僚佐，……」と句読し，おそらくこれに基づき，碑陽について「王への上申文の体裁をとっている」とする．しかし，第 20 行以下には中央・地方の高僧や高昌国王とともに中央の高官・地方官の署名が見られることを勘案して，本処の「白す」の対象を「文武僚左」とみなし，麹斌が造寺・寄進の事実を高昌国の仏教教団（「菩薩衆僧」）・高昌国王（「明王殿下」）および王の属下の諸官（「文武僚左」）にも開陳したことを示すものと考えておく．

r2b 並奉如来，啓受経法．方梵音演響，理高万品：第 1 句・第 2 句の缺字は，西晋・竺法護訳『正法華經』巻 10（『大正蔵』No. 263, Vol. 9, p. 132, a10–a11）の「得奉如來，啓受經法」をふまえて仮に推補したが，他の可能性を排除しない．いずれにせよ，第 3・4 句とあわせて，池田氏の句読は改められる．「梵音」は「仏陀が教えを説く声」を指すと考える(21)．

r2c 是以：先行研究で缺字とされていた「以」字は文脈から補った．

r2–3 三途含霊，資常楽而帰依，六趣抱識，果我浄而廻向：前 2 句と後 2 句は対句となっていることから，第 2 句の常・而を推補できる．

含霊は梵語の sattva の漢訳である衆生や有情と同様に，「生きとし生けるもの・輪廻転生を繰り返すもの」を意味する［『織田』p. 235］．涼王大沮渠安周功徳碑（445）第 3 行に「爰に含霊独悟の士有り【爰有含霊独悟士】」［池田 1985, p. 105］という用例を確認できる．

---

(21) 後秦・佛陀耶舎・竺佛念訳『長阿含經』巻 1（『大正蔵』No. 1, Vol. 1, p. 5, a27–b15）「時諸相師，即披太子衣，説三十二相，……二十八，梵音清徹」；cf.『織田』p. 1634.

また，含霊は含識と同義とされ［『望月』第 1 巻, p. 469］，本処の第 1 句「三途含霊」と第 3 句「六趣抱識」が対となるので，「抱識」も「含霊・含識」と同義とみなせる(22)．本処と同じく「含霊・抱識」を併せ用いる例は，高昌延寿十四年（637）『維摩詰経』巻下大僧平事沙門法煥題記（S. 2838）「百姓は煦育の慈を被り，蒼生は榮潤の樂を被る．含霊・抱識・有氣の倫（ともがら），等しく苦源より出で，同に妙果に昇らん【百姓被煦育之慈，蒼生被榮潤之樂．含霊・抱識・有氣之倫，等出苦源，同昇妙果】」［『識語集録』p. 183, No. 501］のほか，梁・天監年間（502–519）撰述の『慈悲道場懺法』や，天台宗の開祖智顗（538–598）の『法華三昧懺儀』，さらには東魏・慕容紹宗の武定六年（548）の檄に確認される(23)．その他，高昌王麹乾固の題記 2 点にも「含識」の表現がみえる(24)．語注 v6d も参照．

「常楽我浄」とは，涅槃における四つの徳である常（永遠）・楽（安楽）・我（絶対）・浄（清浄）を指し，熟語としての用例が仏典中に確認できる(25)．

六趣は六道に同じく，地獄道・畜生道・餓鬼道・阿修羅道・人道・天道のこと．碑陰第 4 行にも「六道之境」という語がみえる．麹氏高昌国期の仏典題記でも，「一切六道四生」や「六趣之屋」という語が確認される(26)．

トゥルファン盆地に逃れてきた沮渠氏によって持ち込まれた北涼の仏教が当地の漢語仏教に大きな影響を与えた［橘堂 2010, pp. 94–96］．麹氏高昌国における仏教信仰もその流れを受け継ぎ，唐による征服以前の漢語仏典の大半は大乗仏典が占めており(27)，麹氏高昌国期にも僧侶や使者の

---

(22) 「抱識」を単独で用いる例は，『大正蔵』には少ない．唐・道宣『廣弘明集』巻 26, 梁・沈約「究竟慈悲論」（『大正蔵』No. 2103, Vol. 52, p. 292, c9–c11）「釈氏の教，義は慈悲を本として，慈悲の要は生を全うするをもって重と為す．恕己して因心し身を以て物を観る．抱識・懐知の類，愛生・忌死の群をして，各おの厥の宜しきを遂げて遺夭無きを得せしめんと欲す【釋氏之教義本慈悲，慈悲之要全生爲重．恕己因心以身觀物．欲使抱識・懷知之類，愛生忌死之群，各遂厥宜得無遺夭】」［吉川 1998, p. 258 参照］．

(23) 『慈悲道場懺法』巻 1（『大正蔵』No. 1909, Vol. 45, p. 923, b21–b23）「広く十方無窮無尽の含霊・抱識，水陸・空界の一切衆生に及ばんことを【廣及十方無窮無盡含靈・抱識，水陸・空界一切衆生】」；『法華三昧懺儀』明勸請法（『大正蔵』No. 46, Vol. 46, p. 953, b8–b11）「我れ比丘某甲，至心もて十方法界無量仏に勧請す．唯だ願わくば転法輪を久住して，含霊・抱識 本浄に還らんことを【我比丘某甲至心勸請十方法界無量佛．唯願久住轉法輪，含靈・抱識還本淨】」；『魏書』巻 98, 蕭衍伝「夫れ乾坤 交泰し，明聖 興作すれば，冥き運行の力有りて，倶に変化の途を盡くす．抱識・含霊，融然として並びに至る【夫乾坤交泰，明聖興作，有冥運行之力，俱盡變化之途．抱識・含靈，融然並至】」．

(24) 高昌延昌三十九年（599）『摩訶般若波羅蜜経』高昌王麹乾固題記（Or. 8212/660）：「含識の類をして望風趣嚮せしむ【使含識之類，望風趣嚮】」［cf.『識語集録』p. 152, No. 347］；高昌延昌四十年（600）『摩訶般若波羅蜜経』高昌王麹乾固題記：「含識の類をして望風して趣嚮せしむ【使含識之類，望風趣嚮】」［『識語集録』p. 153, No. 350］．

(25) 北涼・曇無讖訳『大般涅槃経』巻 17（『大正蔵』No. 374, Vol. 12, p. 464, b18–b23）「復次（また）善男子．菩薩摩訶薩の無所得なるは，常楽我浄と名づく．菩薩摩訶薩の仏性を見るが故に，常楽我浄を得．是の故に菩薩は無所得と名づく【復次善男子．菩薩摩訶薩無所得者，名常樂我淨．菩薩摩訶薩見佛性故，得常樂我淨．是故菩薩名無所得】」．

(26) 『識語集録』p. 143, No. 311, 延昌三十一年（591）『仁王般若波羅蜜経』巻上高昌王麹乾固題記；同 p. 151, No. 343, 延昌三十七年（597）『金光明経』巻 3 高昌王麹乾固題記．

(27) 姚崇新氏によると，大乗仏典が 49 種 323 点に対して上座部仏典が 8 種 13 点である［姚崇新 1999, pp. 50–

往来などによって敦煌や中原，江南から漢訳仏典が持ち込まれた［姚崇新 1999, pp. 52–58］．なお，森安孝夫氏は，本処および麹氏高昌国時代の仏典識語で六道の概念が一般に説かれることから，麹氏高昌国時代のトゥルファン地域の漢人仏教が，五道（六道から阿修羅道を除く）を主に説く有部系のトカラ仏教と疎遠であったことを指摘している(28)．

r3a 仁化洽於大千：「恵澤潤於塵堺（界）」と対になることから「於」字を推補した．

r3b 塵堺（界）：「塵」は梵語 rajas の訳であり，「塵垢」・「塵世」など世俗や煩悩を指す語として用いられる［『望月』第 4 巻, p. 3623］．「堺」は「界」の通字であり，「塵界」で「六塵で満たされた世界；俗界」を指す(29)．

r3c 摩耶之俗：「摩耶」は梵語 māyā「幻，幻想」あるいは「幻術」［『荻原』p. 1033; 『織田』p. 1663］の音写として用いられるので，本処の「摩耶之俗」とは，仏陀が教化する対象としての「まぼろしの世間にとらわれている俗」（あるいは「（非仏教徒の）幻術を操る俗」）を意味するものと考えておく．

r3d 調御：仏陀の別称「調御丈夫，可化丈夫調御師（梵語 Puruṣa-damya-sārathi）」の略．仏陀が衆生の身・口・意三業を統御し悪行を制することを，御者が馬をよく御するのに譬えて「調御」と称した(30)．

r3–4 五濁處成（五濁處成）嚴土，涅梨革為道場：従来「巖」と読まれてきた第 3 行末字を，袁拓本から「嚴」と改める．第 4 行冒頭の「土」字は完全に缺損しているが，トゥルファン出土の承平七年（449）涼王大沮渠安周功徳碑（第 8 行）には「□□□□嚴土，三塗革為道場」とあり［池田 1985, pp. 104–105］，本碑との平行例とみて缺字を相互に推補できよう．「嚴土」は「嚴浄仏土；荘厳仏土；荘厳土」すなわち「荘厳された浄土」を指す語の略と考える(31)．第 2 句の「涅梨」は「泥梨」と同じく梵語 niraya「地獄」の音写．

r5a 像廟星羅，僧攬（藍）雲布：「像廟」と対をなすので，「僧攬」も仏教施設をさすと考えられる．

52］．

(28) 森安 1985, pp. 34, 35, nn. 36, 40．ちなみに森安氏は，麹氏高昌国期の随葬衣物疏に頻見する「五道大神」の起源を仏教に求める説にも疑義を呈したが，現在では「五道大神」を仏教的神格とみなす見解が有力である［小田 1997; 荒川 2004, p. 118; 荒川 2006］．また，大乗仏教における五道説・六道説については［壬生 1990］も参照．

(29) 北涼・曇無讖『大方等大集経』巻 14（『大正蔵』No. 0397, Vol. 13, p. 397, a28–a29）「云何菩薩能得知諸塵界無礙」．

(30) 後秦・佛陀耶舎・竺佛念訳『四分律』巻 1（『大正蔵』No. 1428, Vol. 22, p. 568, c13–c16）「此沙門瞿曇，有如是大名稱，如來・無所著・等正覺・明行足・爲善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・佛世尊」；後秦・鳩摩羅什訳『大智度論』巻 2（『大正蔵』No. 1509, Vol. 25, p. 72, b09–b11）「復名富樓沙曇藐婆羅提．富樓沙，秦言丈夫．曇藐言可化．婆羅提言調御師．是名可化丈夫調御師」；『織田』pp. 1260–1261.

(31) 後秦・鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜經』巻 2（『大正蔵』No. 223, Vol. 8, p. 227, a28–a29）「菩薩摩訶薩，用是智慧成就見十方如恒河沙等諸佛聽法見僧．亦見嚴浄佛土」；東晋・佛馱跋陀羅訳『大方廣佛華嚴經』（『大正蔵』No. 278, Vol. 9, p. 409, a19–a25）「雨十種寶王雲，所謂勝金色幢寶王雲，……荘嚴佛土道場寶王雲」；北涼・曇無讖訳『大方等大集經』巻 46（『大正蔵』No. 397, Vol. 13, p. 302, c27）「若欲見於荘嚴土」．Cf. 『織田』p. 581. なお，西晋・竺法護訳『大寶積經』巻 8（『大正蔵』No. 310, Vol. 11, p. 42, c17）には菩薩名としての「嚴土」の用例もみえる．

拓影からは「攬」の手偏を確実に判読できるので，黄文弼氏・池田氏の「欖」ではなく，『新疆図志』・羅振玉氏・内藤氏の「攬」を採る．「僧伽藍」の略語である「僧藍」の用例が『善悪因果経』に見られ(32)，「攬」（中古音 *lɑm）は「藍」と同音であるから［『漢文典』p. 264］，「僧攬」は「僧藍」と同語とみなすことができると考える．

「星羅」・「雲布」は，寺院や伽藍が数多く建ち並ぶさまを表わす．後漢・班固「西都賦」（『文選』巻 1）にも「罘網は紘を連ね，山を籠めて野を絡る．列卒は周匝し，星のごとく羅り雲のごとく布く【罘網連紘，籠山絡野．列卒周匝，星羅雲布】」とみえる．

r5b 怖魔乞土，驅烏棲凋：この 2 句は対句をなす．『新疆図志』・『考古記』の「土」を池田氏は「士」と改めたが，後句の「棲凋（棲憑）」が「あるところに居住して身を落ち着かせる」の意であるから，対句も「土を乞う」と読んで同義に解すべきである．後句の第 1 字「驅」は拓影からは判読できず先行研究も缺字としてきたが，仏僧をさす「怖魔」との対に鑑みて，7 歳以上 15 歳未満の沙弥をさす「驅烏」を推補する［『望月』第 1 巻, p. 644; 『織田』p. 277］．

r5c 摂生：「摂取衆生」の略記で，「衆生を救済する」の意と考えられる(33)．

r6a 无所怙恃：第 4 字を先行研究は缺字としてきたが，恃の下半部を袁拓本により確認できる．「怙恃」は一般に「拠り所とする，頼みとする」という意から(34)，『詩経』小雅・蓼莪「父無くして何をか怙み，母無くして何をか恃まん【無父何怙，無母何恃】」をふまえて「（頼るべき）父母」そのものをも指すこともあり，本処も同様の含意で用いられている．

r6b 顧負（復）之恩：「負」（中古音 *b‘i̯ə̯u）を「復」（中古音 *b‘i̯uk / *b‘i̯ə̯u）の通假とみて［『漢文典』pp. 446, 459］，「顧復之恩」と同じく「自分を育ててくれた両親に対する恩義」と解釈する(35)．

r6c 風樹之歎：亡親への孝養を尽くせないという嘆きを指す．『韓詩外伝』巻 9 に，「樹は靜まらんと欲すれども風は止まず，子は養わんと欲すれども親は待たざるなり【樹欲靜而風不止，子欲養而親不待也】」とあるのを典拠とする．

r6–7 汲汲無怠：従来は「□汲□思」と判読されていたが，袁拓本により末字（第 7 行の冒頭字）は「怠」と改められ，文脈から第 1 字・第 3 字を推補する．「汲汲」は「孜孜」に同じく，一心に

---

(32) 『大正蔵』No. 2881, Vol. 85, p. 1381, b19–b20, 「（阿難）云えらく，何ぞ寺中に詣りて恭敬礼拝するを得んやと．仏言えらく，僧藍中に往くもの，二種の心有り．……【云何得詣寺中恭敬禮拜．佛言，往僧藍中有二種心．……】」．『善悪因果経』は 6 世紀頃に中国で撰述された偽経であり［張小艷 2016］，最近，ベルリン所蔵トゥルファン出土漢文写本の一断片（Ch. 130）がこの経典に同定された［郜同麟 2018, p. 49］．

(33) 後秦・鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜経』巻 21（『大正蔵』No. 223, Vol. 8, p. 371, a25–a29）「菩薩・摩訶薩亦た是くの如く．阿耨多羅三藐三菩提を得んと欲すれば，当さに六波羅蜜を学び布施を以て衆生を摂取し，持戒・忍辱・精進・善定・智慧もて衆生を摂取し，衆生の生死を度すべし【菩薩・摩訶薩亦如是．欲得阿耨多羅三藐三菩提，當學六波羅蜜以布施攝取衆生，持戒・忍辱・精進・禪定・智慧攝取衆生，度衆生生死］」．

(34) 『左伝』襄公十八年「齊の環，其の険を怙恃し，其の衆庶に負り，好を棄てて盟に背き，神主を陵逆す【齊環，怙恃其險，負其眾庶，棄好背盟，陵逆神主】」．

(35) 『詩経』小雅・蓼莪「我を顧み我に復り，出入に我を腹く【顧我復我，出入腹我】」；『後漢書』巻 7・桓帝紀，延熹二年（159）八月壬午条「朕をして母子の愛を離れ，顧復の恩を隔てしむ【使朕離母子之愛，隔顧復之恩】」．

つとめ励むさまを指し，各種典籍中に「汲汲不休」や「孜孜無怠」といった表現を確認できる(36).

r7a 於薪(新)興県城西，造立一寺：本処によれば，麹斌は「薪(新)興県城の西」に仏寺を建立した．新興すなわち現在のシンギム集落の西隣にはチッカン=クルという湖沼があり［語注 r1c 参照］，その周囲や湖上の小島には仏教寺院の遺構がいくつか確認されている［Chotscho, p. 11; 西村・北本 2010 , p. 226, 図 14］．それらの遺構の年代は特定できないものの，Le Coq 氏は出土遺物に基づいて 5–6 世紀に属する可能性を指摘している［Chotscho, p. 11］．麹斌および麹暄が建立した仏寺は，これらチッカン=クル周辺の仏寺遺構のいずれかに比定できるかもしれない(37).

r7b 覆匱：事業を開創することを示す．唐・道宣『廣弘明集』所収「隋煬帝行道度人天下勅」や唐・道世『法苑珠林』巻 61, 南齊・釋玄暢伝にも，仏教保護政策の実施や仏寺建立などに関わる用例が確認される(38).

r7c 冀及永(？)存：先行研究は第 3 字を缺字とする．文脈から「永」字を補ったが，他の可能性を排除するものではない．

r8–12：寺産として施与された田土類については，馬雍氏・關尾氏の検討を参照．

r8a 澤：草の繁茂している湿地をさす．馬雍氏・關尾氏は，本碑で言及される澤について，寺産として寄進されたものである以上，近い将来の耕地化が期待された土地とみなしている［馬雍 1976, p. 52; 關尾 1984, pp. 5–6］．

r8b 潘守智獨塔： Le Coq 氏によれば，チッカン=クル湖上の小島の仏寺遺構と湖西南岸の仏寺遺構（現在の七康湖遺跡）には仏塔をもつ寺院（Stûpentempel）が含まれていた［Chotsho, p. 11 & Taf. 70, i, k; 語注 r7a 参照］．本処の「潘守智の獨塔」も，これらの寺院に据えられた仏塔の一つだ

---

(36) 『説文解字』巻 4, 支部「孜，汲汲也．从支子聲」；後漢・支婁迦讖訳『雜譬喩經』（『大正蔵』No. 204, Vol. 4, p. 501, c7–c8）「弟貪家業汲汲不休，未曾以法而住其心」；『晋書』巻 55, 潘尼伝「［潘］尼以為，王者膺受命之期，當神器之運，總萬機而撫四海，簡羣才而審所授，孜孜於得人，汲汲於聞過，雖廷爭面折，猶將祈請而求焉」；『魏書』巻 64, 張彝伝「雖年向六十，加之風疾，而自強人事，孜孜無怠」．

(37) 嶋崎昌氏は，本碑に記す寺院の配置と Le Coq 氏の描いた平面図の配置の類似を指摘しつつも［嶋崎 1977, p. 143］，寺院の建設地点そのものについては「シンギムの西，チッカン・クルの東」と述べる［嶋崎 1977, p. 127］．しかし，Le Coq 氏の報告では，チッカン=クルの東隣の遺構［西村・北本 2010 , p. 226, 図 14, E］は仏教寺院とはみなされておらず，嶋崎氏の比定の意図は不明である．また西村氏・北本氏も，本碑に記される寺院とチッカン=クル周辺の仏寺遺構との同定について，具体的な結論は留保している［西村・北本 2010 , pp. 242–243］．

(38) 唐・道宣『広弘明集』巻 28, 隋煬帝行道度人天下勅（『大正蔵』No. 2103, Vol. 52, p. 328b–c）「是を以て初心爰に発し，波旬の宮を振動せん．一念の臻る所，咫尺の道場の地なり．則ち聚沙は蓋し鮮(すくな)きと雖も，実に耆山に覆匱す．水滴は已に微かと雖も，乃ち法海に濫觴す【是以初心爰發，振動波旬之宮．一念所臻，咫尺道場之地．雖則聚沙蓋鮮，實覆匱於耆山．水滴已微，乃濫觴於法海】」；『法苑珠林』巻 61, 南齊・釋玄暢伝（『大正蔵』No. 2122, Vol. 53, p. 748b–c）「齊建元元年（479）四月二十三日を以て，刹を建て寺を立つ．名づけて齊興と曰う．正に是れ齊の大祖の錫命を受くるの辰(とき)なり．……暢，立寺の後，乃ち書を琰に致して曰く：「貧道，荊に栖むこと稔を累ぬ．年に衰えて疹は積もり，人の諠きを厭毒す．……去る年の四月二十三日を以て，功を創(はじ)めて覆匱す【以齊建元元年四月二十三日，建刹立寺．名曰齊興．正是齊大祖受錫命之辰．……暢立寺之後．乃致書於琰曰「貧道．栖荊累稔．年衰疹積．厭毒人諠．……以去年四月二十三日，創功覆匱」】」．

った可能性がある．

r9a 同限：前後の四至の表記より「限」を推補した．

r9b 漫水：整備された人口の水路である「渠水」とは異なり，天然の流水あるいは地下水を指す［馬雍 1976, p. 54］．

r9c 潢田：馬擁氏は，「潢」は陂塘（ため池）を指し，「潢田」は「潢」の水によって灌漑されている田のことを指すとする．朱雷氏は「潢田」を土地が低い，あるいは渠や潢に近いといった要因から水没しやすく生産性の低い土地であるとする［馬雍 1976, p. 54; 朱雷 1980, pp. 37–38］．關尾氏は両氏の見解を踏まえた上で，浸水しやすい田土，あるいは排水しにくい田土を指し，常田よりも生産性において一段と劣る田土という唐代の意味に近いとする［關尾 1984, pp. 9–13］．

r9–10 秦城澤：嶋崎氏はこの「秦城澤」をチッカン=クルに比定した［嶋崎 1977, p. 143］．しかし，高昌国時代の「澤」は地目の一種と考えられ［語注 r8a 参照］，湖沼としてのチッカン=クルをさすとは考えづらい．語注 r7a も参照．

r10a 受鎮家□□渠，渠南詣壛中道：關尾氏は「受鎮家□□渠渠，南詣壛中道」と句読するが［關尾 1984, p. 2］，「渠渠」と連続するのは不自然であるため改めた．

また『新疆図志』・羅振玉氏・内藤氏の「壛」を黄文弼氏・池田氏は「螺」と改めた．しかし，旧拓本を参照すると土偏を確認できるため，旧案の「壛」を採る．

r10b □忠郭田：現存拓本では郭字の左半部は判読困難である．『新疆図志』・羅振玉氏・内藤氏は「部」と判読し，さらに馬雍氏はこの「部田」の用例を高昌国における均田制の実施と関連させたが，その論拠は十分ではなく，「□忠郭」を人名とみる池田氏に従うのが妥当と考えられる［關尾 1984, p. 2; 關尾 1988, p. 121］．

r10c 平上潢：關尾氏は，第 8–12 行の田土の記載項目の配列と，それぞれの田土の地段について推定される位置関係に基づいて，本処末字の「潢」を推補することを提案していた［關尾 1984, pp. 2–3］．旧拓本・袁拓本の残画からも「潢」を読み取ることは可能と考える．

r11a 侯千歳：池田氏・黄文弼氏は第 2 字を「干」とするが，『新疆図志』・羅振玉氏の「千」を採る(39)．字形は第 17 行「千」字とも矛盾しない．

r12a 齋供：碑陽第 17 行の「齋飡」と「僧供」のことを指す．

r12b 犍鳴：「犍稚(かんち)(40)を鳴らす音」，すなわち仏僧の日常的な活動を表現するものと解釈する．

r13a 辟二儀以斉榮，方四序而等秀：前句の第 1 字「辟」を羅振玉氏・内藤氏は「譬」，黄文弼氏・池田氏は「壁」としたが，『新疆図志』の旧案を採るべきであろう．『全唐文』巻 458・林琨「象賦」に，「載詳圖籍，爰尋古往．功辟二儀，物標萬象」とあることも参照．

---

(39) 敦煌・トゥルファン出土漢文文書に僧名として「千(?)載」，婢の名として「千年」がみられることも参照できる．未年（803）当寺応管主客僧牒（羽 694）［土肥 2015, p. 984］；唐開元二十一年（733）西州都督府案巻為勘給過所事（73TAM509:8/16(a)）［『図文』4, p. 286］．

(40) 梵語の ghaṇṭā を音写した「犍稚；犍地；犍槌」は，時刻や事件を知らせるために打って音を出す物の通称で，鐘・磬・打木・鐸など様々に漢語訳される［『織田』p. 217］．

r14a 南山：終南山のことを指す．『詩経』小雅, 天保に「南山の壽の如く，騫(か)けず崩れず【如南山之壽，不騫不崩】」とあるのを典拠として，終南山は物事が永遠に続くことの譬えや長寿を祝う言葉として用いられる．

r14b 至徳日昇，玄功歳遠：「至徳」と「玄功」が対をなす用例は諸文献に確認される(41)．本処の「功」字の残画も前行の例（「功業」）の刻字と矛盾せず，推補可能と考える．

r14c 逶迤自公，百揆時叙：前句は『詩経』召南・羔羊「羔羊の革，素絲五緎．委蛇委蛇と，公より退食す【羔羊之革，素絲五緎．委蛇委蛇，自公退食】」．本碑の文脈では，官僚が誠実に勤務することを示すものとして用いられる(42)．後句は『尚書』堯典「百揆に納れて，百揆時れ(こ)叙せり【納于百揆，百揆時叙】」に基づき，聖王たる堯に麹氏高昌国王をなぞらえ，これに百官（「百揆」）が付き従うことを表現する．

r15a 殊方悦慕，異類帰風：「殊方」と「異類」を併せ用いる例は後漢・班固「西都賦」（『文選』巻 1）にも「踰崑崙，越巨海．殊方異類，至于三萬里」と見える．

r15b 又願照武王已下五王之霊，済愛欲之河，登解脱之埠：同様の表現が，第 7 代国王麹乾固（位 561–601）の仏典識語でも用いられる：延昌三十一年（591）『仁王般若波羅蜜経』巻上高昌王麹乾固題記「又願七生先霊考妣往識，済蒙(愛)欲之何(河)，果涅槃之埠」[『識語集録』p. 143, No. 311]；延昌三十三年（593）『仁王般若経』高昌王麹乾固題記「又願七生先霊考妣往識，済愛欲之河，……」[『識語集録』p. 146, No. 324]．照武王は初代麹氏高昌国王の麹嘉の諡号(43)．

第 3 句の「埠」は「岸」の異体字．この字体は，Mannerheim 氏収集の延昌三十一年（591）『仁王経』麹乾固題記のほか，敦煌文書にも見られる［西脇 2012, p. 25, 図 4;『敦煌俗字典』p. 6］．

r16a 遊神□堺(界)：末字の「堺」は「界」の通字である．直前の第 3 字には文脈から「法／仙／冥」などが期待されるが，残画は不明瞭で確定できない．

r16b 面聖飡音：同じ表現が，麹氏高昌国期の義和五年（618）『妙法蓮華経』巻六夫人和伯姫題記にもみえる：「願過去先霊，面聖飡音」[『識語集録』p. 178, No. 480]．「面聖」は，延昌三十九年（599）『大品経（摩訶般若波羅蜜経）』高昌王麹乾固題記に「七祖先霊，内外眷属，恆蒙休慶，面会聖容」[『識語集録』p. 152, No. 347] とみえる「面会聖容」の略で，「仏陀にお会いする」の意であろう．「飡」は「餐」の通字であり，「飡音（餐音）」は「仏陀（あるいは高徳の僧）の教えを受ける」の謂と考えられる(44)．

---

(41) 『南齊書』巻 6, 明帝本紀［永泰元年（498）三月］戊申，詔曰：「仲尼明聖在躬，允光上哲，……，玄功潛被，至德彌闡」;『魏書』巻 98, 島夷蕭衍伝「［武定六年（548）］（慕容）紹宗檄衍境内日：……所以玄功潛運，至德旁通，百姓日用而不知，萬國受賜而無迹」; 唐・道宣『広弘明集』巻 12, 唐沙門釋明槩上立法事「我大唐皇帝，……弘聖教以訓民，垂至仁以育物．年和歳稔，氣阜時昌，至德玄功，疇能殫紀」.

(42) 『左伝』襄公七年「『詩』曰，退食自公．委蛇委蛇．謂從者也．衡而委蛇必折」;『漢書』巻 88, 張山拊伝「退食自公，私門不開，散賜九族，田畝不益，德配『周召』，忠合『羔羊』」; 同巻 89, 朱邑伝「大司農邑，廉潔守節，退食自公，亡彊外之交，束脩之餽，可謂淑人君子」.

(43) 『梁書』巻 54, 高昌国伝「国人又た麹氏を立てて王と為す．名は嘉．……在位二十四年にして卒す．諡して昭武王と曰う【國人又立麹氏爲王，名嘉．……在位二十四年卒，諡曰昭武王】」［大谷 1936, p. 14］.

(44) 『続高僧伝』巻 14・釈智琰伝には「左僕射邳國公蘇威，重道愛仁，彌賞閑放．奉使吳越，躬造山楹．覩

r16–18：姚崇新氏は，「寺主」の寺院管理・経営に不行き届きがあった場合，「時主」すなわち未来の寺産所有者（檀越）に罰金が納められるという本処の記載を，造寺を主導した檀越が寺主の地位を左右していたことを示すものと解釈する［姚崇新 1999, p. 45］．しかし，「時主」とは一般に「その時の君主」を指す語であり(45)，またこの寺の寄進者が王族であることにも鑑みると，罰金は国王と寺に納められたとする方が自然であると考える．

r17a 不消（肖）：「消」は「肖」の誤字．

r17b 齋飡：時代は下るが，唐代の用例が確認される：唐・円照『大唐貞元續開元釋教録』巻上「仍於禁以設齋飡」（『大正蔵』No. 2156, Vol. 55, p. 756, c1）．

r20–21：本処で列挙される「高昌大僧」以下の僧官は，碑陽第 22–28 行の麴氏高昌国王以下の百官に先行して言及されることから，麴氏高昌国全体の仏教界を統轄する高位に在ったと考えられる．これに対して，碑陽第 29 行の「薪興僧」以下は，麴斌の造寺・寄進の直接の対象となった新興県の仏教教団に属する「地方」僧官とみなされる．本碑にみえるこれらの「中央」・「地方」両系統の僧官については，姚崇新氏がトゥルファン出土文書その他の諸資料と比較して総体的に分析している［姚崇新 1999, pp. 40–49］．

「大僧」は「中央」（高昌王家の寺院）の僧官の総称であり，地方僧官が単に「僧」とのみ称されたのとは区別される．

上座・中座・下座および維那のいわゆる三綱は中央・地方を問わず寺院一般に置かれたが，中央やいくつかの重要な官寺では国王が勅任し，地方では地方官が，また民寺では檀越により指定されたという［姚崇新 1999, p. 45］．

「齋主」は齋会を支援する檀越を本来指すが，麴氏高昌国時代には特定の教義や経論を専門的に講論する僧侶をさしたと考えられ，「毗尼都敷問齋主」は戒律・律学，「弘道都敷問齋主」は主に仏教の布教に関する役割を担ったとみなされる．また，「法師」や「禅師」は特定の職務を有する僧官ではないが，「齋主」と同じく，広く布教を担当したとされる［姚崇新 1999, p. 44］．

「平事」は『四分律』にみえる「平断事人」と同じく，僧団内部の詞訟を裁定する僧官とされる［姚崇新 1999, p. 43］．

r22a 使持節驃騎大将軍・開府儀同三司・都督瓜州諸軍事・侍中・瓜州刺史・西平郡開國公：初代国王である麴嘉は延昌年間（512–515）に北魏に朝貢して「持節平西將軍・瓜州刺史・泰臨縣開國伯」に封ぜられ，第 2 代国王の麴光（位 526–530?）や第 3 代国王の麴堅（位 531–548）も同様に北魏から官爵を授与された．ただし，これらの北魏から与えられた官爵と本処の麴宝茂の官爵とは完全に一致しない．王素は，麴宝茂に官爵を与えたという記述が正史に見出せないという点などから，麴宝茂の官爵を私署と考えている［王素 1998, pp. 311–316; 王素 2000, p. 405］．

r22–23 希董・時多浮跋・无亥希利發：突厥から麴宝茂に与えられた称号の漢字音写である．同様の称号が，以下の麴氏高昌国時代のトゥルファン出土文書に確認される．

貌餐音，虔拜欣躍」とあり，智琰の謦咳に接することが「餐音」と表現されている．

(45) 『南史』巻 67, 華皎伝「光大元年（567），密啟求廣州，以觀時主意」．

①延昌三十七年（597）『金光明経』巻 3 高昌王題記（Ch. 1891）［cf. 『識語集録』p. 151, No. 343］

使持節大将軍・大□希近・時羅捋跋・弥磑伊和(利)地屠盧悌堕□高昌王麹乾固，稽首歸命常住三寶

②延昌三十九年（599）『大品経』高昌王麹乾固題記（Or. 8212/660）［cf. Maspero 1953, pl. XXXIV; 『識語集録』p. 152, No. 347; 王素 2000, p. 445］

使持節大将軍・大都督瓜州諸軍事・瓜州刺史・西平郡開国公・希近・時多浮跋・弥磑伊離地都蘆悌陁豆阿跋・摩亥希利發・高昌王麹乾固，稽首歸命常住三寶

③延昌四十年（600）『摩訶般若波羅蜜経』高昌王題記（大谷家二楽荘（旧））［cf.『識語集録』p. 153, No. 350］

使持節□時多浮跋・弥磑伊離地都盧悌陁豆阿跋・摩亥希利發□稽首歸命常住三寶

④旅順博物館所蔵仏典識語断片（LM20-1467-32-05）［cf. 彭傑 2015, p. 69］

使持節大将軍□時羅捋跋・弥□」

②には，麹宝茂を継いだ第 7 代高昌王の麹乾固の漢語の官爵と突厥由来の官称号が明記される．①・③も紀年から麹乾固の題記と考えられ，その官爵・官称号はおおむね②と一致するものと推定される．④は相当に缺損しているが，題記の残存部分が①と並行し，経典の本文も①と同じ金光明経の別巻（巻 4・流水長者子品第十六）末であることから，麹乾固による題記と推定されている［彭傑 2015, pp. 69–71］.

本碑の「希董」を，『新疆図志』は「希□」，池田氏は「希瑩」と判読していた．しかし上掲①②の平行例「希近（*xjẹi-g‘i̯ən）」との音韻上の近似からも，黄文弼氏の「希董（*xjẹi-g‘i̯ěn）」が支持される．この「希近／希董」は突厥の称号 irkin の音写と考えられ［Yoshida 2000, pp. 10–11］，麹氏高昌国時代の漢文文書にはさらに「希瑾／希慬」という音写例もみえる［荒川 2010, p. 73］.

後続の 4 字は従来「□多浮跌」と判読されてきた．しかし，これは明らかに，上掲②の「時多浮跋（*ʑi-tɑ-b‘i̯ə̯u-b‘uɑt）」，①・④の「時羅捋跋（*ʑi-lɑ-b‘ə̯u-b‘uɑt）」と同一の非漢語称号の音写と考えられる(46)．残画からも第 1 字は「時」と判読でき，第 4 字も「跋」と修正できる．

後続の「无亥」は，上掲②の「摩亥」と同一の非漢語称号とみなされる．岑仲勉氏・馬雍氏は，この「无亥；摩亥」を，柔然や突厥の称号の要素としてみえる「莫賀；莫何」と同じ非漢語の音

(46) 「時多浮跋；時羅捋跋」の第 2 字の声母の相違（多は端母，羅は来母）は，中世イラン語や古層のテュルク語の摩擦音 /δ/ を反映するものと推測しておく［cf. 松井 2016, pp. 83–82, 80］．なお Bombaci 氏は，本碑の例を「時多浮跌」とする羅振玉氏の移録を採り，これを突厥の官称号シャダピト（テュルク語 šadapït, ソグド語 šʾδpyt）に比定しつつ，②延昌三十九年高昌王題記の「時多浮跋」の末字も「跌」に改めるが［Bombaci 1976, pp. 32–33］，筆致や他の諸例に鑑みても適切な改訂とは思えない．一方，曹利華氏は「時多浮」の 3 字を称号として抽出して šadapït に比定するが［曹利華 2019, p. 184］，後続の「跋」の再構案が示されない．いずれも，より慎重な再検討が必要であろう．

写とみなして baγa と再構する［岑仲勉 1958, p. 236; 馬雍 1986, p. 363］．しかし，吉田豊氏は，「无亥／摩亥」は当時の漢語音に鑑みれば baγa とは再構できず，また「莫賀；莫何」とも単純には同定できないことを指摘している［Yoshida 2000, pp. 10–11; cf. 吉田 2019, p. 7］．

「希利發」は遊牧テュルク族の部族長・氏族長や，テュルク族支配下のオアシス都市国家・商業民集落の君長に与えられた称号イルテベル（テュルク語 eltäbär ~ iltäbär, ソグド語 ʾyrtpʾyr ~ ryttpyr）の音写であり［e.g., 護 1967, 398–438; Bombaci 1970; Kasai 2014, p. 121］，第 6 代高昌王麴宝茂がこの称号を与えられていたことを示す．第 7 代麴乾固もイルテベル号を有したことは上掲②から，また第 9 代麴文泰（位 619–640）については高昌延寿十六年（639）ソグド文女奴隷売買文書から知られる［吉田・森安・新疆ウイグル自治区博物館 1989, pp. 9–11］．

r23a 右衛将軍・波多旱・鍮屯發・高昌令尹麴乾固：本処の「波多旱」を内藤氏・池田氏は「多波旱」とするが，旧拓本を参照して改める．

麴氏高昌国の令尹には国王の世子が任命され，王都である高昌城を司った［侯燦 1990, pp. 41, 45］．本処の記載は，後に第 7 代高昌王（位 561–601）となる麴乾固が，本碑の撰文時点では麴氏高昌国の世子として高昌令尹に任じられていたことを示す．これに先行する「波多旱」・「鍮屯發」は，麴氏高昌国世子としての麴乾固に突厥から与えられた称号と考えられる．語注 r22–23 で言及した延昌四十年（600）『摩訶般若波羅蜜経』高昌王麴乾固題記［『識語集録』p. 153, No. 350］には「……波多旱・吐屯發」を推補できるので，本碑の「鍮屯發」は，柔然や突厥の官名として編纂史料中にみえる「吐屯發」と同定できる．また，突厥由来の「波多旱」・「鍮屯發／吐屯發」の称号が麴乾固の即位後にも麴氏高昌国で（おそらく王の世子により）襲用されたことも示唆される．ただし，「波多旱」・「鍮屯發／吐屯發」とも，原語について説得的な再構案は提示されていない(47)．

r24a 冠軍将軍・兼屯田事・帯寧戎縣麴紹徽麴紹徽：「麴紹徽」の名は延昌二十七年（587）の複数の上奏文書に「右衛将軍・綰曹郎中麴紹徽」として見え(48)，この約 30 年間で冠軍将軍（第二等級）から右衛将軍（第一等級）へと昇格したものと考えられる［侯燦 2019, p. 182］．

なお，碑陽第 25–26 行に見える高位の中央官員の人名について，本処の麴紹徽以外は姓のみの記載となっているが，その差異については不明である．あるいは，本碑に署名した中央高官の筆頭として麴紹徽のみ姓名ともに記載したという可能性も考えられる．

r24b 寧戎縣：高昌故城の北方約 20 km のウジャン=ブラク（Ujan-Bulaq > 烏江不拉克）郷に比定されている［栄新江 2016, p. 18; 陳国燦 2017, p. 35］．

r24c 横截太守・兼宿衛事麴：麴氏高昌国時代～唐代の行政区画としての横截について，嶋崎氏

---

(47) 羅新氏は「吐屯発／鍮屯発」を「吐豆発・吐頭発」と同語とみなしつつ，テュルク語 tutuq bäg の音写とするが［羅新 2009, pp. 141–146, 150–157］，音韻上無理があり従えない．これらはおそらくテュルク語の tudun ・ソグド語の twδwn に関連する．突厥の tudun > 吐屯については，［護 1967, pp. 43–45, 366–367; 荒川 2010, pp. 21, 83］を参照．

(48) E.g., 高昌延昌二十七年（587）四月兵部條列買馬用銭頭数奏行文書（66TAM48:25(a), 31(a)）・同六月兵部條列買馬用銭頭数奏行文書（66TAM48:28(a), 32(a)）［『図文』1, pp. 338, 339］．

は，横截の古音（*γwɐng-dz‘iet）を参照して現在のハンドゥ（漢墩）に地理比定した［嶋崎 1977, pp. 120–123］．松井氏は横截がコータン語で Hve’tsverä，ウイグル語・モンゴル語で Qongtsïr ~ Qongsir と音写されたことを指摘しつつ，地理的所在については嶋崎氏の推測に従った［松井 2011, pp. 156–157; Matsui 2015, pp. 278–280］．これに対して，陳国燦氏は，大谷文書および『西域図志』に見える「横截城」・「罕都（漢墩）」・「蘇巴什」の位置関係から，トヨクから北方に火焔山渓谷を通過した出口にあるスバシ（Subashi > 蘇巴什）近郊の遺跡に比定することを提案している［陳国燦 2017, pp. 33–34］．

本処の「横截太守」の官銜は，横截が郡であったことを示す．一方で，碑陰第 9 行によれば，麹斌は 19 歳で「横截令」すなわち横截県令に任じられた［語注 v9a 参照］．中原とは異なり，麹氏高昌国では郡・県は相互に統属関係をもたず別個に設置されたので，麹斌の横截県令任命以後，碑陽撰文の建昌元年（555）までに，横截は県から郡に昇格していたことになる(49)．その要因としては，横截が国都高昌の北方に位置し，天山以北の突厥勢力に対する軍事的要衝と重視されたことが考えられている［嶋崎 1977, pp. 120–123; 荒川 1986, pp. 42–43］．麹氏高昌国と突厥の戦争・講和については，語注 v11–12, v12b, v13c, v13d, v14a, v14c, v15a も参照．

なお，侯燦氏の整理によると，郡太守は麹氏高昌国において第二等級に該当する［侯燦 2019, p. 182］．郡太守や県令に就任する人物は中央の高官も兼任していた点から遥任化の傾向があったとされ，郡や県の実質的な運営は地方豪族が就任していた諸司馬が担っていたと考えられている［荒川 1986, pp. 58–63］．

本処の「横截太守・兼宿衛事」の後の 1 字は現在の拓本では判読できないが，『新疆図志』に従って「麹」姓を補ってよいと考える．語注 r25a も参照．

r24d 綰曹郎中：麹氏高昌国の中央諸部を統べる官職であり，王族麹氏や中央豪族の張氏によって独占されていた．嶋崎氏の整理では正三品～従四品下に該当し，侯燦氏の整理では第二等級に該当する［嶋崎 1977, p. 292; 白須 1979, pp. 36–38; 侯燦 2019, p. 182］．

r25a 長史・建武将軍・領兵部事麹?：長史は本来軍府に置かれた府官であるが，麹氏高昌国においては中央の各部に属していた［嶋崎 1977, pp. 262–263］．ここでは「領兵部事」とあることから「兵部長史」を指す［侯燦 1990, p. 42］．建武将軍は，嶋崎氏の整理では正四品下～従四品下に該当し，侯燦氏の整理では第四等級に該当する［嶋崎 1977, pp. 293–294; 侯燦 2019, p. 182］．

本処末字については池田氏のみ「麹」姓を補う．これは，第 23 行の高昌王・世子に後続する麹紹徽（第 24 行）から「凌江将軍麹」（第 25–26 行）に至るまでの 7 名のうち 6 名が，いずれも王族に連なる麹氏に属することに基づくと思われる［cf. 白須 1979, pp. 34–35］．

r27a 長史和：麹氏高昌国では長史は中央各部に属していたが，各部に実際に置かれたのではな

(49) 諸先学も指摘するように，延寿元年（624）の紀年を有する大谷 1497 文書に「横截縣」がみえるので，この時点で横截は郡から県に降格されていたこととなる．また，章和七年（537）の張文智墓表には「横截郡」がみえるが，麹斌の横截令任命との先後関係は不明である．荒川氏は，麹斌の任命を章和七年以後のこととみて，横截が郡→県→郡→県と昇降を繰り返したとする［荒川 1986, pp. 42, 69］．

い無任所の長史も存在していた．ここに登場する「長史和」はそのような無任所の長史であった人物であると考えられている［嶋崎 1977, p. 262; 荒川 1983, pp. 32–33; 侯燦 1990, pp. 42–43］.

r27b 民部司馬：司馬は長史と同様に本来は府官であったが，麹氏高昌国においては中央各部の下に置かれていた［語註 r25a 参照］．中央各部の司馬は，嶋崎氏の整理では正五品上〜従五品下に該当し，侯燦氏の整理では第五等級に該当する［嶋崎 1977, p. 292; 侯燦 2019, p. 182］.

r28a 門下校郎：侯燦氏の整理では第五等級に該当する［侯燦 2019, p. 182］．麹氏高昌国の中央官制には尚書系の他に門下系(50)の官職が置かれており，門下校郎は門下系の最高位の官職であった．麹氏高昌国においては門下系の官職の地位は尚書系より低いものであった［馬雍 1972, pp. 46–48; 白須 1979, pp. 29–30］.

r29a 薪興僧：麹氏高昌国の「地方」僧官制度については，語注 r20–21 を参照.

r30a □□□□□：第 30–31 行の行頭はいずれも 5 字分が破損している．本処では某曹の官銜 4 字（「□曹□□」）に 1 字の姓が後続していた可能性が高い(51)．1 文字分の空格なしに「兵曹録事□」が後続することになるが，類例は第 31 行にも確認できる［語注 r31a 参照］.

r30b 兵曹録事：嶋崎氏の整理では正六品下に該当し，侯燦氏の整理では第六等級に該当する［嶋崎 1977, p. 293; 侯燦 1990, p. 63］．県の各曹は録事―参軍―主簿という構成になっていた［嶋崎 1977, p. 270］.

なお，県の諸曹録事の上に司馬が設置されていたかについて最終的な結論は出ていない．本碑文には県の各曹司馬の署名は見られないが，県の「司馬主者」という語が登場する文書も出土している．荒川氏は，①碑文の署名部分の残缺部に県の司馬が署名していた可能性と，②新興県の特殊性から諸曹司馬となるべきところが諸曹録事となっている可能性，③郡と県の格式上の差により郡の諸曹司馬に相当するのが県の諸曹録事であるため中央官府から県の「司馬主者」と呼称されていた可能性の 3 つの可能性を提示する［荒川 1986, pp. 57–58］.

r30c 客曹参軍：麹氏高昌国において県官の参軍は録事の下に置かれていた．嶋崎氏の整理では正六品下と従八品下の間に該当し，侯燦氏の整理では第七等級に該当する［嶋崎 1977, p. 293; 侯燦 2019, p. 183］.

r30d 省事：嶋崎氏の整理では正六品下に該当し，侯燦氏の整理では第八等級に該当する［嶋崎 1977, p. 293; 侯燦 2019, p. 183］．麹氏高昌国においては郡や県の他に鎮西府・撫軍府・平遠府といった公が頂点に立つ府が設置されていたが，省事は郡・県・府に共通する官であったと考えられている［嶋崎 1977, p. 272］.

---

(50) なお，本間氏は，麹氏高昌国における A 群官員（いわゆる門下系）と B 群官員（いわゆる尚書系）の身分差や文書行政における非対称的なあり方に注目したうえで，麹氏高昌国において各省がそれぞれ力を持ち牽制しあうという中原王朝的な三省のあり方は確認することができないとする［本間 2003］.

(51) 第 30–31 行に新興県の客・兵・田曹の官員が署名していることから，嶋崎氏は本処に「客曹録事某」の署名を推測する［嶋崎 1977, p. 270］．ただし，中央の官員については必ずしも長史と司馬の各部が一致していないため，客曹録事の署名とは限定できず，県の各曹司馬による署名の可能性も考えられる．語注 r30b も参照.

r31a 散望将□□将軍陰虎牙将軍衛：第 20–31 行では，それぞれの署名の間におおむね 1 文字の空格が設けられるが，本処の「将軍陰」と「虎牙将軍衛」の間には空格が無いことが旧拓本から確認できる．

r31b 田曹主簿：麹氏高昌国において県官の主簿は参軍の下に置かれていた．嶋崎氏の整理では従八品下に該当し，侯燦氏の整理では第八等級に該当する［嶋崎 1977, p. 293; 侯燦 2019, p. 183］．

2. 碑陰

冒頭第 1 行の碑題は一部缺損しているものの，「寧朔将軍綰曹郎中麹斌芝造寺銘」と定名することができる［語注 v1a］．現存の拓本では確認できないものの，『新疆図志』は末尾第 31 行に延昌十五年（575）の紀年を移録しており，本稿でもそれに従う．碑陰の上部には 8 名の供養者像が描かれ，左右に 4 名ずつ分かれて相対している(52)．像に付された刻名（移録では便宜的に第 3, 6, 9, 13, 18, 22, 25, 28 行の上に配する）によれば，右半の 4 人の男性供養者は右からそれぞれ麹貞（あるいは麹亮，麹斌の子）・麹暄（麹斌の弟）・麹斌・麹仁（麹斌の父）であり(53)，左半の 4 人の女性供養者は麹仁・麹斌・麹暄の妻と考えられる［語注 v3a, v6a, v13a, v18a, v22a, v25a, v28a］．男性 4 名の刻名中の官銜は多く冒頭を缺いており，その缺字数は定めがたい．

本文第 2–7 行では，仏教教義への称揚や仏陀による仏教伝道，仏陀入滅後の仏像作成について述べられている．第 7–18 行では麹斌を顕彰しており，その事績や仏教信仰について述べている．第 18–23 行では，麹斌の弟の麹暄が兄の造寺事業を継承して壮麗な仏寺を建立したことが称揚され，さらに第 23–24 行では麹斌の「嗣子」の麹亮（または麹貞）が父の功績を顕彰するために本碑を立石したことが述べられる．第 25 行以降の銘は，第 2–24 行の内容を美文化して繰り返したものである．

（1）碑陰句読

1		寧朔将軍綰曹郎**中麹斌芝造**寺銘
2		夫法身妙莽，而□□□**之**□．至韻希夷，乃為衆談之本．□□相成，真儀所以斯著．言(?)□造**頭**，玄**宗所**
3	**新興**令虎威麹貞	以弥彰．用能陶□□，□□□万有．汪哉洋哉，何莫由之．然群生昏曚，長寝巨夜，出入三舎之中，□□
4		六道之境．沈溺□□，□□□濟．是以能仁垂法母之慈，均猶子之愛．降跡天宮，誕形帝宇，現□□□，
5		攘(襄) 成大覚．演四諦□□□，□六度於霊府，揚道品以光時，闡波若以啓俗．峨峨乎高不可量，湛**湛乎**

(52) 『新疆図志』には，碑陰について「石首空三寸，中刻仏像，右為麹氏男像四人」と伝える版本が存在している［『新疆図志』p. 1677, n. 138］．この情報が正しければ，これらの人物像の大きさは約 10 cm となる．

(53) 麹斌一族とその周辺人物の親族関係については，池田氏の復元案を参照［池田 1985, p. 109］．

6 長史伏波麹暄 淵不可惻(測)．悟物既□，□□浄域．天人悲慕，哀感山河．於是有生之徒，望二林以歔欷，含氣之倫，□雙

7 樹而楚目．故鐫□□□，□既往之形，丹青布綵，表如在之像．爰有至道君子寧朔将軍綰曹郎中麹

8 斌者，河州金城郡麹□□之従叔也．樹瑱根於姫水，挺玉柯於天枝．幼有琳琅之風，長□□□之跡．

9 綰曹郎中麹斌 天姿秀發，英略□□，□□瑚璉，摻刀斯任．年十九，擢拝威遠将軍横截令．徳如風被，化若神行．箠撻

10 勿加，政平訟息．□□之□，固不足稱，呉隠之教，豈或能擬．尋轉折衝将軍新興令．勧課芸芧，利興三

11 農，桑麻條暢，倉廩□實．道之以徳，斉之以禮．民知榮辱，義讓興焉．其後属突厥雄強，威振朔方，治兵

12 練卒，侵我北鄙．麹君□□軍之委，承(錯)厝勝之策，鷹揚閫外，虎歩敵境．兵鋒暫交，應気退散．王□□暦

13 □綰曹郎中麹仁 数之期，深知□□之□，居安慮危，見機而作．乃欲与之交好，永固邦疆．以專對之才，非人莫及．遂遣

14 君厥庭，遠和□□．麹君述之以機辨，陳之以禍福．厥主欽其英規，士衆畏其雄略．遂同盟結婚，□□

15 而歸．自是邊□□□，□□无虞．干戈載戢，弓矢斯韜，皆君之力也．以功進爵，廼遷振武将軍民部長

16 史．寔乃柱石之□，□□之鉉，社稷之器．苞剛柔於胷衿，備文武於懐抱．名不虚稱，斯其膺矣．□□愛

17 慕玄宗，流神□□，□□□假，洞達空有．雖躬宰時務，而志存静嘿，身羈俗網，而心遊物表．鐘□幽□，

18 母渤海高氏之像 動与理會．弟長史伏波将軍領都官事暄，風韻高奇，機鑒穎悟．豈惟則哲，抑亦其神．邴原在漢，既不

19 足榮，潘尼處晉，□□□□．聴訟恕己之心，哀矜折獄之志，榜笞不忘其恩，刖足猶感其恵．體亮閑邃，

20 樹上清遠．故能□□□□，仰遵佛事．乃於所領城西顕望之處，磬(磬)捨珎財，建玆霊刹．因其定□，□□

21 構宇．銀槃切漢，□□□之□踊，金鐘振響，似香山之美楽．房廊周迺，勢方祇恒(洹)，禅室連扃，秘如兜率．

22 妻(史)使氏之像 薗樹含煙，百卉□□，□□□粲，競日(蔚)争鮮．碧水遄波而雅響，青風触樹而氛氳．信聖者之神居，息心

23 之妙所矣．功業□□，□□□委．嗣子虎威将軍新興令亮，慨析薪於既往，感負荷之在玆．登南山以

24 哀慕，眷蓼莪而傷□．□高山之日遠，嗟景行之不追．竪豊碑以旌徳，冀万祀而傳徽．其銘云尓：

25 妻孟氏之像 霊覚恢廓，非有非无．□□□□，亦實亦虚．形无定方，往来豈劬．言非常韻，随時□舒．哀網之鳥，□鑊

26 之魚．天堂降跡，帝宮□□．□□斯應，開示玄途．徳被大千，誘以三車．功遂身退，化感返(遍)諸．群生□□，

27 罔知攸居．精金練玉，仰□□□．藉玆福慶，永證无餘．猗歟麹君，傑氣陵漢．入登皇朝，出臨蕃□．仁義

28 弟妻辛氏像 所珎，財帛是賤．恩同春□，□□秋雲．矜貧恤寡，褒賢賞善．敬授民時，五穀豊衍．武略既加，文事斯煥．

29 連驢五臣，比轍十乱．空□□□，真偽雙貫．分□廢寝，求衣昧旦．昧旦伊何，仰探玄宗．傾珎竭寶，敬□

30 聖容．功窮世巧，麗亜天工．□□□地，飛□□空．薗流雅水，林扇香風．盡美盡善，歌詠无窮．敢竪□□，

31 勒其玄功．儛蹈不□，□□□□．延昌十五年乙未歳九月□旬，刊訖．

（2）碑陰書き下し

①寧朔将軍綰曹郎中麹斌芝造寺銘

②夫れ法身は妙莽にして，而ち□□の□を□す．至韻は希夷にして，乃ち衆談の本を為す．□□相い成るは，真儀の斯(ここ)に著わるる所以なり．言(?)□造(にわ)かに顕るるは，玄宗の弥(あまね)く彰わるる所以なり．③用て能く□□を陶(やしな)い，□して□く万有を□す．汪なるかな洋なるかな，何ぞ之に由る莫からんや．然るに群生は昏矇にして，巨夜に長寝し，三舎の中に出入りし，④六道の境に□□す．□□に沈溺し，□濟に□□す．是を以て能仁は法母の慈を垂り，猶子の愛を均しくす．跡を天宮より降し，形を帝宇に誕(う)み，□□を現□し，⑤大覚を襄成す．四諦を□□に演(の)べ，六度を霊府に□し，道品を揚げて以て時に光(みた)し，波若を闡(ひら)きて以て俗を啓く．峨峨として高さは量るべからず，湛湛(ふか)として淵さは測るべからず．⑥悟物して既に□し，浄域に□□す．天人悲慕し，山河に哀感す．是において，有生の徒は二林を望みて歔欷し，含気の倫は⑦双樹を□して楚目す．故に鐫□の□□もて既往の形を□し，丹青の布綵もて如在の像を表す．

⑧爰に至道の君子，寧朔将軍・綰曹郎中の麹斌なる者有り，河州金城郡麹□□の従叔なり．瑱根を姫水に樹(う)え，玉柯を天枝に挺ばす．幼くして琳琅の風有り，長じて□□の跡を□す．⑨天姿秀発，英略□□にして，瑚璉を□□し，刀を斯(こ)の任に摻(と)る．年十九にして，擢んでられて威遠将軍・横截令を拝す．徳は風の如く被い，化は神の若く行う．箠撻は加うることなく，⑩政は平ら

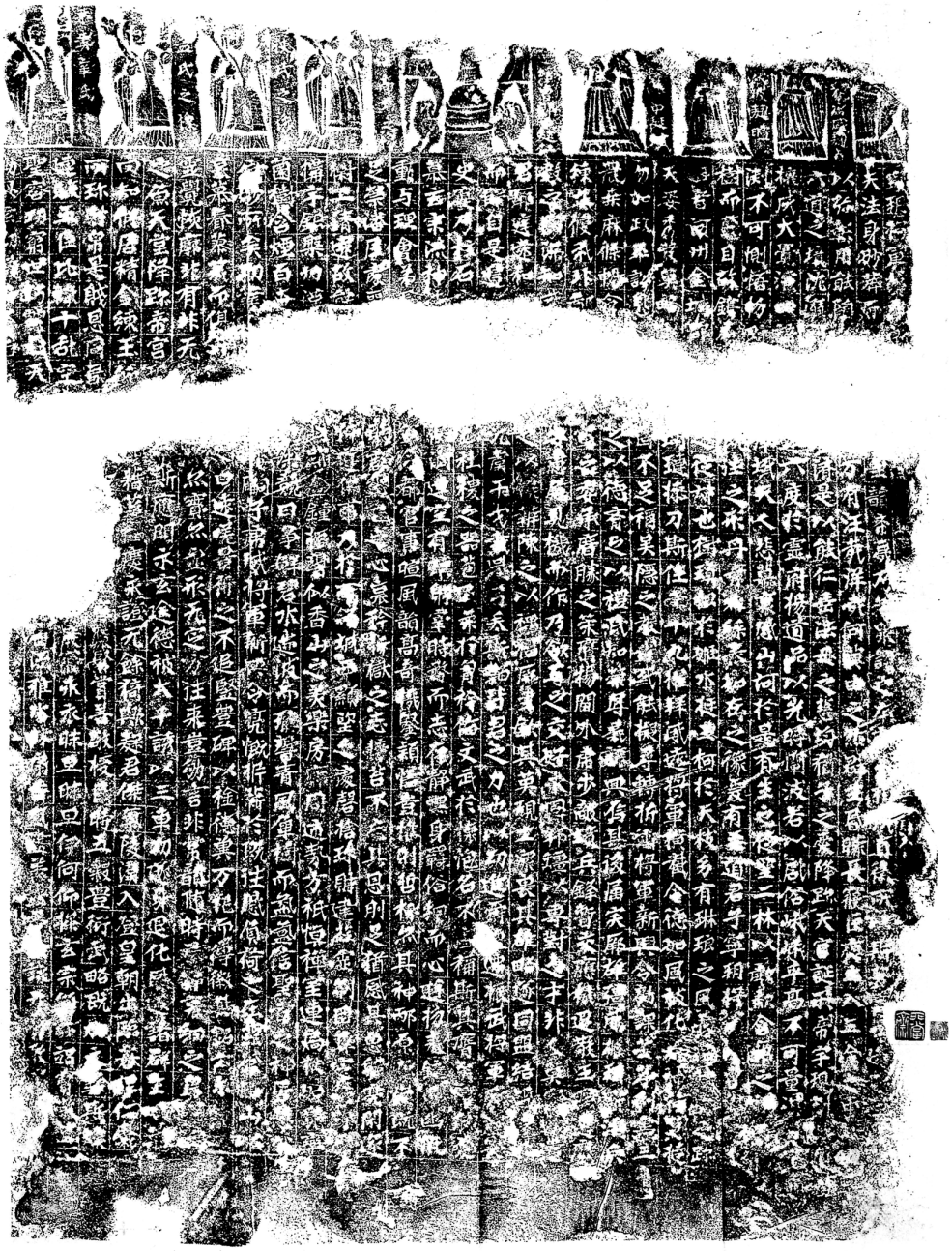

碑陰「延昌十五年（575）寧朔将軍綰曹郎中麴斌芝造寺銘」（袁拓本）［『西域遺珍』p. 49］

かにして訟は息む．□□の□も固より稱ぶるに足らず，呉隠の教も豈に或るいは能く擬えんや．尋いで折衝将軍・新興令に転ず．芸芋を勧課し，三農を利興し，⑪桑麻は條暢し，倉廩は□実す．之を道くに徳を以てし，之を斉うるに礼を以てす．民は栄辱を知れば，義譲は焉に興る．

其の後属突厥は雄強となり，威は朔方に振るい，⑫治兵練卒して，我が北鄙を侵す．麴君は

1 寧朔將軍綰曹郎中麹斌芝造寺銘
2 夫法身妙莽而□□□之□至韻希夷乃為衆談之本□□相成真儀所以斯著□□造顕玄宗所
3 以弥彰用能陶□□□□□万有汪哉洋哉何莫由之然群生昏矇長寝巨夜出入三舎之中□□
4 六道之境沈溺□□□□□濟是以能仁垂法母之慈均猶子之愛降跡天宮誕形帝宇現□□□
5 攘成大覚演四諦□□□□六度於霊府揚道品以光時闡波若以啓俗峨峨乎高不可量湛湛乎
6 淵不可惻悟物既□□□浄域天人悲慕哀感山河於是有生之徒望二林以歔欷含氣之倫□雙
7 樹而楚目故鐫□□□□既往之形丹青布綵表如在之像爰有至道君子寧朔將軍綰曹郎中麹
8 斌者河州金城郡麹□□之従叔也樹瑱根於姫水挺玉柯於天枝幼有琳琅之風長□□□之跡
9 天姿秀發英略□□□瑚璉摻刀斯任年十九擢拝威遠將軍横截令徳如風被化若神行箠撻
10 勿加政平訟息□□之□固不足稱呉隠之教豈或能擬尋轉折衝將軍新興令勧課芸芋利興三
11 農桑麻條暢倉廩□実道之以徳斉之以禮民知榮辱義讓興焉其後属突厥雄強威振朔方治兵
12 練卒侵我北鄙麹君□□軍之委承唐勝之策鷹揚闐外虎歩敵境兵鋒暫交應気退散王□□暦
13 数之期深知□□之□居安慮危見機而作乃欲与之交好永固邦疆以専對之才非人莫及遂遣
14 君厥庭遠和□□麹君述之以機辨陳之以禍福厥主欽其英規士衆畏其雄略遂同盟結婚□□
15 而歸自是邊□□□□□无虞干戈載戢弓矢斯韜皆君之力也以功進爵廼遷振武將軍民部長
16 史寔乃柱石之□□□之鉉社稷之器苞剛柔於胷衿備文武於懐抱名不虚稱斯其膺矣□□愛
17 慕玄宗流神□□□□□假洞達空有雖躬宰時務而志存静嘿身羈俗網而心遊物表鐘□幽□
18 動与理會弟長史伏波將軍領都官事暄風韻高奇機鑒穎悟豈惟則哲抑亦其神邴原在漢既不
19 足榮潘尼處晉□□□聽訟恕己之心哀矜析獄之志榜笞不忘其恩刖足猶感其惠體亮閑邃
20 樹上清遠故能□□□□仰遵佛事乃於所領城西顕望之處磬捨珎財建茲霊刹因其定□□□
21 構宇銀槃切漢□□□之□踊金鐘振響似香山之美楽房廊周迎勢方祇恒禅室連扃秘如兜率
22 薗樹含煙百卉□□□□□粲競曰争鮮碧水遄波而雅響青風触樹而氛氳信聖者之神居息心
23 之妙所矣功業□□□□□委嗣子虎威將軍新興令亮慨折薪於既往感負荷之在茲登南山以
24 哀慕蓼莪而傷□□□□之日遠嗟景行之不追竪豊碑以旌徳冀万祀而傳徽其銘云尓
25 霊覚恢廓非有非无□□□□亦實亦虚形无定方往来豈劬言非常韻随時□舒哀網之鳥□獲
26 之魚天堂降跡帝宮仰□□□斯應開示玄途徳被大千誘以三車功遂身退化感返諸群生□□
27 罔知攸居精金練玉□□□藉茲福慶永證无餘猶歟麹君傑氣陵漢入登皇朝出臨蕃□仁義
28 所珎財帛是賤恩同春□□□秋雲矜貧恤寡褒賢賞善敬授民時五穀豊衍武略既加文事斯煥
29 連驢五臣比轍十乱空□□□真偽雙賁分□廢寝求衣昧旦昧旦伊何仰探玄宗傾珎竭寶敬□
30 聖容功窮世巧麗亜天工□□□地飛□□空薗流雅水林扇香風盡美盡善歌詠无窮敢竪□□
31 勒其玄功儛蹈不□□□□□　延昌十五年乙未歳九月□旬刊訖

碑陰「延昌十五年（575）寧朔将軍綰曹郎中麹斌芝造寺銘」録文

□軍の委を□し，錯勝の策を承け，閫(こん)外に鷹揚し，敵境に虎歩す．兵鋒暫く交わり，気に応じて退散す．王は□く暦数の期を□し，⑬深く□□**の**□を知り，安に**居**りて危を慮り，機を見て作す．乃ち之と交好し，永く邦疆を固めんと欲す．専対の才の人に非ずして**及**ぶ莫きを以て，⑭**遂**に君を厥(そ)の庭に**遣**わし，遠和□□せしむ．**麹君**は之に**述**ぶるに機辨を以てし，之に陳ぶるに禍福を以てす．厥の主は其の英規を欽(つつ)しみ，士衆は其の雄略を畏る．遂に同盟して結婚し，□□して帰る．⑮是れより辺□□□，□□虞(おそ)れ無し．干戈の載(すなわ)ち戢(おさ)まり，弓矢の斯(ここ)に韜(つつ)まるるは，皆な君の力なり．

功を以て爵を進められ，廼(すなわ)ち振武将軍・**民部**長史に遷す．⑯寔に乃ち柱石**の**□，□□**の鉉**，社稷の器なり．剛柔を胸衿に苞み，文武を懐抱に備う．名は虚称ならざりて，斯れ其れ膺(あ)たる．

⑰□□玄宗を愛慕して，□□に流神し(?)，□假を□□し(?)，空有に洞達す．躬は時務を宰ると雖も，而れども志は静嘿に存し，身は俗網に羈がるるも，而れども心は物表に遊ぶ．鐘□幽□，⑱動れば理と会す．

弟の長史・伏波将軍・領都官事の暄，風韻は高奇にして，機鑑すること穎悟なり．豈に惟だ則ち哲なるのみならんや，そも亦た其れ神なり．邴原の漢にあるは⑲既に栄えとするに足らず，潘尼の晋に処るは□□□□．聴訟には恕己の心あり，哀矜には折獄の志あり，榜笞も其の恩を忘れず，刖足も猶お其の恵を感ず．体亮閑邃，⑳標上清遠なり．故に能く□□□□，仰ぎて仏事に遵う．

乃ち領する所の城の西の顕望の處において，罄く珍財を捨し，玆の霊刹を建つ．其の定□に因りて，□□構宇．㉑銀槃の切漢すること，□□の□踊のごとく，金鐘の振響すること，香山の美楽の似し．房廊は周迺して，勢は祇洹に方び，禅室は連扃し，秘なること兜率の如し．㉒薗樹は含煙し，百卉は□□し，□を□し粲なるを□して，蔚たるを競い鮮やかなるを争う．碧水は遄く波だちて雅に響き，青風は樹に触れて氛氳たり．信に聖者の神居にして，㉓息心の妙所なり．功業□□，□□□委．

嗣子の虎威将軍・新興令の亮，析薪の既往におけるを慨き，負荷の玆に在るを感ず．南山に登れば以て哀慕し，㉔蓼莪を眷りみれば而ち傷□す．高山の日々に遠ざかるを□し，景行の追わざるを嗟く．豊碑を竪てて以て徳を旌し，万祀にして徽を伝えんことを冀う．其の銘に云うのみ．

㉕霊覚は恢廓にして，有に非ずして无に非ず．□□は□□にして，亦た実にして亦た虚なり．
形に定方は無く，往来に豈に劬しまんや．言は常韻に非ずして，随時に□舒す．
網の鳥を哀れみ，籆の魚を□す．㉖天堂より降跡し，帝宮に□□す．
□□斯れ応じ，玄途を開示す．徳は大千を被い，誘うに三車を以てす．
功遂げて身退き，化感は諸を遍くす．群生□□，㉗居る攸を知らず．
精金練玉もて，仰□□□．玆の福慶を藉り，永く証ること余り無し．
ああ麹君，傑気は漢を陵ぐ．入りては皇朝に登り，出ては蕃□に臨む．
㉘仁義は珍ぶ所にして，財帛は是れを賤しむ．恩は春□と同じくして，□は秋雲と□なり．
貧を矜れみ寡を恤れみ，賢を褒め善を賞む．敬んで民に時を授け，五穀は豊衍たり．
武略は既に加わり，文事は斯れ煥らかなり．㉙驃を五臣に連ね，轍を十乱に比ぶ．
空□□□，真偽は双つながらに貫く．分□も寝むを廃め，衣を昧旦に求む．
昧旦に伊何ぞ，仰ぎて玄宗を探ねんや．珍を傾け宝を竭くし，敬んで聖容を□す．
㉚功は世巧を窮め，麗は天工に亜ぐ．□□□地，飛□□空．
薗は雅水を流し，林は香風を扇ぐ．美を尽くし善を尽くし，歌詠は窮まることなし．
敢えて□□を竪て，㉛其の玄功を勒む．儛蹈に□ず，□□□□．
延昌十五年乙未歳九月　旬，刊し訖わる．

（3）碑陰現代語訳

①寧朔将軍綰曹郎[中麹斌芝造]寺銘

②法身（真理）は深遠なものであり，□□[の]□を□する．至韻（仏教の教義）は奥深く優れているものであり，僧侶の説法の根本となる．□□が相互に補完しあっているため，仏教の真理がここに現れるのである．言?□がすぐに知れ渡ったため，仏教の奥義が広く明らかになるのである．③それゆえに□□を教化し，衆生を［導くことができる(?)］．仏教の教えはなんと深く広いものであり，どうしてこれに従わないことがあろうか．しかし，衆生は蒙昧であって，とこしなえにまどろみ，三有の世界を行き来して，④六道の境に□□する（＝輪廻を繰り返している）．□□に沈み溺れて，□濟に□□す．そのため釈迦牟尼は法母の慈悲を施し，自分の子供に対するような愛情を均しく注いだ．そして天宮から降り立ち，帝宇（＝この世界？）に誕生し，現□□□，⑤大覚を成した．四諦を□□に広め，六度を霊府に［広め］，道品を称揚してその時代に行き渡らせ，般若を説いて世俗の人々を啓蒙したのである．その教えは，峩々として高さを測ることができず，⑥湛々としてその深さは測ることもできないものだ．（釈迦は）悟りを開いて［入滅し］，浄土へと［旅立たれた］．天も人もその死を悲しみ，悲しみは山河に満ち溢れた．そこで，衆生は沙羅双樹を眺めては啜り泣き，また涙を流したのだった．⑦そのため，鐫□の□□に釈迦のかつての姿を［かたどり］，美しい絹織物に釈迦の生前の姿を生き写しに描いた．

ここに道を極めた君子である寧朔将軍・綰曹郎[中]の麹斌なる人物があり，彼は⑧河州金城郡の麹□□の叔父である．やんごとなき（麹氏一族の）起源は黄帝にまで遡り，その高貴な一族は天に届くまで繁栄した．（麹斌は）幼くして優秀な人材としての風格があり，長じても□□の跡を□した．⑨容姿端麗で優れた知略を有し，国政を担うべき特別な才能を［持っていて］，それにふさわしい地位に任じられた．十九歳のときに抜擢されて威遠将軍・横截令となった．彼の徳は風のように広まり，その教化は神速に行われた．⑩臣民に対しては厳罰を与えることなく，統治は公平に行われて争いごとは止んだ．（麹斌が有徳有能であったことは）□□[の]□も匹敵するものではなく，呉隠之の教えも引き合いに出せないほどである．その後，麹斌は折衝将軍・新興令となった．農業を奨励して農民に利益をもたらし，⑪実りは豊かになり，穀倉は［満たされた］．彼は徳によって人々を［導き］，礼によって人々を治めた．これにより新興県の民衆は豊かになって名誉と恥辱をわきまえるようになり，義をわきまえた慎み深さを身につけるようになった．

その後，突厥が雄強となって北方で威勢を振るい，軍を整えて⑫我が国（高昌国）の北辺に侵攻してきた．［麹君は］□軍の委を□して（＝軍を任されて）必勝の策を授けられ，鷹のように勇ましく出征し，突厥の領内にまで虎のように猛々しく進軍した．しばらくの間交戦したあと，天地の気運を見極めて撤退した．新たに国王（麹宝茂）は天命を［受けて］即位し，⑬深く□□[の]□を知り，平時にも危機に備えんとし，情勢を見極めて対処する君子であった．そこで突厥と通交することで国の安全を図ろうとした．（麹斌の）使者としての才覚が常人ばなれして右に並ぶものがいなかったため，（王は彼を）⑭突厥の王庭へと［派遣］して和平を講じさせた．［麹君は］突厥に対して機知に富んだ弁舌で［話し］，利害を説いて交渉した．突厥の君主はその優れた知略

を敬い，士卒は彼の非凡な策略を畏怖した．こうして我が国と突厥は同盟して婚姻関係を結んで，⑮（麹斌は）□□して帰国した．これ以降，（高昌国の）辺境は［平和となり(?)，国外からの］脅威も無くなった．こうして盾と戈が収められ弓矢がしまわれたのは，全て麹君の力のおかげである．

この功績によって（麹斌は）官位を進められ，振武将軍・民部長史となった．⑯まことに国家の礎，□□［の鉉］，国家を支える器である．剛柔の心を胸に宿し，文武の才を懐におさめていた．（麹斌の）名は実態を伴わないものではなく，まさに（「斌」という）字の通りの人物である．□□，仏教の奥義を深く愛し，⑰□□に流神し(?)，□假を□□し(?)，空有を深く理解していた．その身は俗間の政務に携わりながらも，その心は静謐なままにあり，身体は世俗のしがらみの中にありながらも，その精神は世外にあった．鍾□幽□，⑱常に仏教の真理にかなっていた．

麹斌の弟の長[史]・[伏波]将軍・領都官事の麹暄は，素晴らしい気品を持ち，賢く優れた能力を持っていた．彼は単に道理に明らかであるのみならず，また気力にも満ち溢れた(?)人物であった．後漢の邴原も麹暄を讃えるのには足りず，⑲西晋の潘尼も［比較対象とならないのである(?)］．訴えを聞く際には思いやりの心をもち，憐れんで子路のような志をもって裁決を行い，むち打ちの刑を受けた者もその恩を忘れず，足切りの刑を受けた者もその恵みを感じていた．忠実で従容たる人物であり，⑳品格が高く清廉潔白であった．そのため，能く□□□□，仏教を篤く信仰していた．

そこで，領地の城の西の眺めの良い場所に，財産を喜捨してこの寺院を建立した．其の定□に因りて(?)，□□構宇．㉑銀の露盤が天を衝いているさまは，□□[の]□踊のようであり，金の寺鐘の音色は香山の美しい音楽のようである．寺院の回廊は建物を取り囲み，まるで祇園精舎のようであり，禅室が連なっているさまは神秘的で兜率天のようである．㉒庭園の樹木には霞がたなびき，草花は［咲き乱れ(?)］，□を□し粲（うつく）しさを□し，競うように生い茂り鮮やかさを争うようであった．庭園には水が滞りなく流れてせせらぎが雅に響き，吹く風は木々に触れて陰陽が調和している．この寺院は聖者・仏僧が心を落ち着かせて住まう場所である．㉓功業□□，□□□委．

（麹斌の）嗣子である虎威将軍・新興令の麹亮は，父の（崇仏の）事業が過去にあったことに思いを馳せ，今それを継承しなければならないと痛感した．[南]の山に登っては父を悼み，㉔長く伸びたアザミをかえりみては父を追慕して［心を］傷めた．［父の高徳が］日ごとに遠ざかって忘れられるのを［惜しみ(?)］，(父の)尊い行いを思い返せなくなることを悲しんだ．そこでこの石碑を建てて麹斌の徳を顕彰し，万世に至るまでその功績を伝えようと願うものである．その銘にいわく：

㉕霊覚は広大であって，有でもなく無でもない．□□は□□であって，実でもあり虚でもある．形には定まったものは無いのに，どうして輪廻において苦しむことがあろうか．仏陀の言葉は素晴らしい響きを持ち，常に広まっていく．（仏陀は）網の中に捕らわれた鳥を哀れみ，鑊の中に入れられた魚を［憐れむ(?)］．㉖天堂から降り立ち，帝宮（この世界）に［誕生した(?)］．

□□斯れ応ずれば(?)，悟りへの道を人々へと開いた．仏陀の徳は三千世界を覆い，衆生を三車

の喩えで導いた．仏陀は功を遂げて入滅したが，その教化はあまねく行き渡った．㉗衆生は（悲しみにくれ）途方にくれた．（そこで）精金・練玉で（仏像を）仰ぎ［造った(?)］．このような功徳をもって，あらゆる衆生は仏果を得ることができるのである．

ああ，麹君の気高さは天をも凌ぐほどのものであった．国の内では王国へと仕え，国の外では異族と対峙した．仁義を尊び，㉘財宝については気にも留めなかった．（彼が政務において民に与えた）恩は春□と同じであり，□は［秋雲と同様である(?)］．［貧者を哀れんで］身寄りのないものを救い，才能のある人物を讃えて登用し善行を褒賞した．農業を振興し，実りは豊かになった．軍略を備えるとともに，文治の才も優れていた．㉙（麹斌は）文王の五人の臣下が馬を並べて戦ったように，また武王の十人の臣下が車を連ねて戦ったように，突厥と戦った．空□□□，［真偽を双つながらに貫く(?)．夜も］寝ることなく政務に励み，早朝に出仕していた．夜明けからどうして仏教の真理を探し求めることができるだろうか．財産を投じて，謹んで仏陀のお姿を□することとした．㉚この仏寺を建てた技功はこの世で最も優れており，寺院の美しさは天界で作られたものに次ぐほどのものである．□□□[地]，[飛]□□[空]．その庭園には美しい水が流れ，林にはかぐわしい風が吹く．（寺院の造形は)最上の技術を施して美を尽くし，読経と歌唱の声は途切れることがない．この［石碑］を竪て，㉛麹斌の素晴らしい功徳を刻む．喜び舞い踊らずにはいられず，□□□□．

［延昌十五年（575）乙未歳の九月　旬，刊しおえた］．

（４）碑陰語注

v1a 寧朔将軍綰曹郎中麹斌芝造寺銘：缺損部分について，碑陰第 7–8 行に「寧朔将軍綰曹郎中麹斌」とあることを参照できる［cf. 池田 1985, p. 112］．「芝」字は碑陽第 1 行の「麹斌芝」に鑑みてあえて補う．

v2a 法身妙莽，而□□□之□．至韻希夷，乃為衆談之本：「法身」と「至韻」を対照させる表現は，後秦・僧肇撰『注維摩詰經』巻 1（『大正蔵』vol. 38, No. 1775, Vol. 38, p. 327, a18–a19）に「法身は象（かたち）無し，而れども殊形に並（み）な應ず．至韻は言無し，而れども玄籍に弥（あまね）く布く【法身無象而殊形並應．至韻無言而玄籍彌布】」とみえる．

v2b ?言□造顕：第 1 字を池田氏は言偏の文字とする．しかし，旧拓本の残画からは，旁のスペースを十分に確認できないので，「言」と移録しておく．

v2–3 玄宗所以弥彰：第 1 字の「玄」を池田氏は缺損としたが，旧拓本・袁拓本でもかろうじて確認できるので，『新疆図志』・内藤氏・黄文弼氏に従う．続く「宗所」の 2 字は行末にあって破損しているが，本処の 6 字句は先行の「真儀所以斯著」と対句をなすとみられ，また「真儀」と対句となる「玄宗」の用例が確認される(54)．碑陰第 17 行・第 29 行にも「玄宗」の語がみえるので，本処にも推補してよかろう．

---

(54) 梁・僧祐『弘明集』巻 6, 東晋・釋道恒「釋駁論」（『大正蔵』No. 2012, Vol. 52, p. 37, a23–a25）「帝王は玄宗を望んで委質し，八部は靈化を挹みて洗心し，士庶は眞儀を觀て奔至す【帝王望玄宗而委質，八部挹靈化而洗心，士庶觀眞儀而奔至】」．

v3a 新興令虎威麹貞：末字「貞」字は拓影でも明瞭である．官銜から碑陰第 23 行の「嗣子虎威将軍新興令亮」すなわち麹斌の息子の麹亮と同一人物と考えられるが，「貞」と「亮」の相違が何に由来するのは不明．あるいは，本名の「貞亮」が本処でも第 23 行でも誤脱されたのかもしれない．池田氏は彼の名を「麹（貞）亮」とする［池田 1985, p. 109, n. 32］.

v3–4 群生昏曚，長寝巨夜，出入三舎之中，□□六道之境：「巨夜」の「巨」字を池田氏は「臣」とするが，袁拓本から「巨」であることが確認でき，『新疆図志』・内藤氏・黄文弼氏に従う．

「巨夜」とは「長い夜」のことを意味し(55)，「長寝巨夜」という表現は第 7 代国王麹乾固の題記にも見られる：高昌延昌四十年（600）『摩訶般若波羅蜜経』高昌王麹乾固題記「是を以て，如来は，彼の迷徒して巨夜に長寝し……するを愍（あわれ）む【是以如来愍彼迷徒，長寝巨夜□】」［『識語集録』p. 153, No, 350］.

本処で「六道」に対比される「三舎」は，おそらく「三界」や「三有（さんう）」，すなわち解脱できずに輪廻を繰り返す世界と同義であると考えられる．梁・僧祐『弘明集』所収の梁・徐緄「黄門郎徐緄答」に，本処と同様に「群生」や「長寝」を用いた「群生はとこなしえに三有にまどろんでいて，煩悩は長く六塵のうちに彷徨っている【夫群生長寝於三有，衆識永惛於六塵】」という表現がみえることも参照できる［『大正蔵』No. 2102, Vol. 52, p. 71, b24–b25; 『弘明集研究』下, p. 582］.

v4a 能仁：梵語の Śākyamuni の śākya を「能」，muni を「仁」とそれぞれ漢語に訳したもので，すなわち釈迦牟尼をさす．西晋・竺法護訳『正法華経』や後秦・仏陀耶舎訳『長阿含経』，東晋・僧伽提婆訳『増一阿含経』でもこの訳語は用いられている［『望月』第 3 巻, p. 2122;『織田』p. 1384］.

v4b 法母：「仏法の母／仏教の教えを広める母」を意味する(56).

v5a 攘（襄） 成大覚：第 1 字を羅振玉氏・内藤氏・黄文弼氏は「權」とし，池田氏は「攘」と改めるが，釈迦牟尼が大覚となったという文脈には「權」・「攘」のいずれもそぐわない．ここでは，第 2 字の「成」と同じく「なす，なしとげる」を意味する「襄」が「攘」と誤記されたと推定しておく(57).

v5b 六度：六波羅蜜（布施，持戒，忍辱，精進，禅定，智慧）のこと．大乗仏教において菩薩に課せられた 6 種の実践徳目をさす.

v5c 波若：「般若」と同じく，梵語 prajñā「智慧」の音写．トゥルファン出土の梁大同元年（535）

---

(55) 梁・僧祐『弘明集』巻 10, 梁・徐緄「黄門郎徐緄答」に「理は玄風を扇ぎ，徳は幽顯を被う．悠悠たる巨夜の長昏 儵く曉（さと）りて，蠢蠢たる愚生 一朝に獨り悟る【理扇玄風，徳被幽顯．悠悠巨夜長昏儵曉，蠢蠢愚生一朝獨悟】」とあり，「悠悠巨夜長昏儵曉」は「果てしない巨夜の常闇が忽ち明け」と解釈される［『大正蔵』No. 2102, Vol. 52, p. 61, c22–c23; 『弘明集研究』下, p. 518］.

(56) 北涼・曇無讖訳『大方等大集経』巻 34（『大正蔵』No. 397, Vol. 13, p. 235, a22–a25）「彼の破戒する者，法母を斷滅して精進を求めずして，用て佛法僧を見聞せざるが故なり【彼破戒者，斷滅法母不求精進．不用見聞佛法僧故】」.

(57) 『左伝』定公十五年「葬定公，雨，不克襄事，禮也［杜注：襄，成也］」.

正月『金剛般若波羅蜜経』散騎常侍淳于□題記［『識語集録』p. 119, No. 208］にも「願造金剛波若經一百巻」とする例が見られる．

v6a 長史伏波麹暄：碑陰第18行に麹斌の弟としてみえる「長**史伏波**将軍領都官事暄」と明らかに同一人物であり，本処の「長史」と碑陰第18行の「伏波」を相互に補うことができる．

v6b 惻(測)：『新疆図志』には「惻」とする版本と「測」とする版本が存在し［『新疆図志』p. 1678, n. 146］，羅振玉氏は「惻」，内藤氏・黄文弼氏・池田氏は「測」を採る．新拓本・袁拓本から偏の綴字は「忄」と確認できるものの，文脈からは「測」の誤字とみなすべきであろう．同様に「氵」を「忄」とする誤りは本碑第 21 行の「恒(洹)」にもみえ，他処でも偏の刻字はしばしば不正確である［語注 r15b, v5a, v21b, v22a 参照］．

v6c 二林：釈迦がその下で入滅した沙羅双樹のことを指す．語注 v6–7 も参照．

v6d 含氣之倫：前句の「有生之徒」と対となるように，「全ての生き物」を指す．梁・僧祐『弘明集』所収の東晋・王該「日燭」にも「夫れ含氣の倫(ともがら)，其の神は無方なりて，蠢爾の類，其の質は無常なり【夫含氣之倫其神無方，蠢爾之類其質無常】」とみえる［『大正蔵』No. 2102, Vol. 52, p. 89, c11; 『弘明集研究』下, p. 728］，なお，高昌延寿十四年（637）『維摩詰経』巻下大僧平事沙門法煥題記（S. 2838）［『識語集録』p. 183, No. 501; 語注 r2–3 参照］で「含霊・抱識」と並記される「有氣之倫」も，「含氣之倫」と同義であろう．

v6–7 □雙樹而楚目：この 6 字は先行の「望二林以歔欷」と対句をなすので，「二林」［語注 v6c 参照］との対応から「雙樹」を推補できる．「歔欷（すすり泣く）」と対をなす「楚目」は，麹氏高昌国時代の墓表でも故人の逝去を悼む文脈で在証されるので(58)，「涙を流す」の意に解しておく．

v7a 鐫□□□，□既往之形，丹青布綵，表如在之像：「丹青布綵」は色とりどりの絹織物を指し，「丹青布綵，表如在之像」とは「色とりどりの美しい絹織物に釈迦が目の前にいるかのように描かれた」ということを表現している．「丹青布綵」と対になっている「鐫□□□」は仏像などの彫刻・彫像を指す語であったと考えられ，「鐫□□□，□既往之形」で「彫刻によって釈迦のかつての姿を表して残した」といったことを表現していると考えられる．

v8a 樹瑱根於姫水：「姫水」とは黄帝が居住していたところであり，ここでは黄帝の子孫であるということを自称している．同時期の墓誌でも同じような例が見られる(59)．

v9a 年十九，擢拝威遠将軍・横截令：これが麹宝茂の即位（554 年）と麹斌の突厥出使を遡ることは明らかだが［語注 v11–12, v14a 参照］，編年を確定できない．いずれにせよ，この時点では横截は郡ではなく県とされていた［語注 r24c 参照］．

v10a 呉隠：『晋書』良吏伝に立伝される東晋の呉隠之（?–413）をさす．本処は，横截令に着任

---

(58) 高昌延和三年（604）鞏孝感墓表「親屬悲嗥，四鄰楚目」；高昌某年張曙子墓表「合境哀嘆，四鄰楚目」［侯燦・呉美琳 2003, pp. 254, 407］．

(59) 東魏元象二年（539）公孫略墓誌「公諱略，字永略，遼東人也．疏源姫水」［『碑刻校注』7, pp. 236–239］など．

した麹斌を称揚する文脈で呉隠之に言及する．おそらく，呉隠之が地方官として広州に派遣された際，飲むと貪欲な人間になってしまう「貪泉」の水を飲んだにも関わらず清廉な素行を保ったという故事をふまえて，麹斌と比較したものと考えられる(60)．『世説新語』や，現在は散逸した「十八家晋史」，『世説新語』所引の劉宋・鄭緝之『孝子伝』，さらに南朝梁の元帝（位 552–555）の「薦鮑幾表」といった南朝期の書籍・文章からも，呉隠之が孝行・廉潔を象徴する人物と広く認識されていたことが窺える(61)．

なお 6 世紀初頭に編纂された北魏・酈道元『水経注』も呉隠之の「貪泉」に関する故事を引用するが(62)，筆者の知り得た限りの北朝の墓誌には，呉隠之に言及するものを見出せなかった．

v10b 尋轉折衝将軍・新興令：碑陽における麹斌の官銜と一致する．語注 r1c 参照．

v10–11 勧課芸芋，利興三農，桑麻條暢，倉廩□實，道之以徳，斉之以禮，民知栄辱，義讓興焉：いずれも麹斌が新興県令として勧農・治政に尽力したことを表現する．従来缺字とされてきた第 1 句の第 4 字は袁拓本から確認できる．「芸芋」は，「草を刈り，土を寄せる」すなわち「農作業を行う」ことを指す(63)．第 2 句の「三農」とは農地や農時を指すが(64)，本処では農業・農民一般を意味すると思われる．第 3 句の「桑麻條暢」は農耕が盛んなことを示す慣用句(65)．池田氏

---

(60) 『晋書』巻 90, 良吏伝「呉隠之，字處默，濮陽鄄城人，魏侍中質六世孫也．……隆安中，以隠之為龍驤將軍・廣州刺史・假節，領平越中郎將．未至州二十里，地名石門，有水曰貪泉，飲者懐無厭之欲．隠之既至，語其親人曰，『不見可欲，使心不亂．越嶺喪清，吾知之矣』．乃至泉所，酌而飲之，因賦詩曰，『古人云此水，一歃懐千金．試使夷齊飲，終當不易心』．及在州，清操逾厲」．

(61) 「十八家晋史」佚文のうち，呉隠之の記述が現在確認できるものは以下のものである：東晋・王隠『晋書』巻 7（『晋書輯本』5, 第 32 葉表）；劉宋・何法盛『晋中興書』巻 7（『晋書輯本』7, 第 55 葉裏–第 56 葉表）：劉宋・檀道鸞『続晋陽秋』巻 2（『晋陽秋輯本』，第 10 葉表）；劉宋・王韶之『晋安帝紀』（『編年体晋史』，pp. 447–448）；南齊・臧栄緒『晋書』巻 16（『晋書輯本』3, 第 4 葉裏–第 5 葉表）；『世説新語』徳行第一（上海古籍出版社本, pp. 46–47）「呉道助・附子兄弟，居在丹陽郡．後遭母童夫人艱，朝夕哭臨．及思至，賓客吊省，號踊哀絶，路人為之落涙．韓康伯時為丹陽尹，母殷在郡，每聞二呉之哭，輒為凄惻．語康伯曰『汝若為選官，當好料理此人』．康伯亦甚相知．韓後果為吏部尚書，大呉不免哀制，小呉遂大貴達．……鄭緝『孝子伝』曰：隠之字處默．少有孝行，遭母喪，哀毀過禮．時與太常韓康伯鄰居．康伯母揚州刺史殷浩之妹，聰明婦人也．隠之毎哭，康伯母輒輟事流涕，悲不自勝，終其喪如此．謂康伯曰『汝後若居銓衡，當用此輩人』．後康伯為吏部尚書，乃進用之」；『梁元帝集』表，「薦鮑幾表」（『漢魏六朝一百三家集』第 69 冊, 第 26 葉裏）「伏見，鮑幾門庭雍睦，立身貞退……登以清貫，將齊毛玠古人之服，實同呉隠酌水之廉」．なお，この用例から，呉隠之は「呉隠」とも称されたことが知られる．

(62) 北魏・酈道元『水経注』巻 39, 耒水（上海古籍出版社本, p. 733）「盛宏之云，衆山水出注于大溪，號曰横流溪．溪水甚小，冬夏不乾．俗亦謂之為貪泉．飲者輒冒於財賄，同於廣州石門貪流矣．廉介為二千石，則不飲之．昔呉隠之挹而不貪亂，豈謂能渝其貞乎」．この文中の「盛宏之」とは，『荊州記』を著わした劉宋・盛弘之である［鄭徳坤 1974, p. 104］．

(63) 『詩経』小雅・甫田「或は耘（くさぎ）り或は耔（つちか）い，黍稷は儗儗たり【或耘或耔，黍稷儗儗】」．「耘」は「芸」，「耔」は「芋」に同じ．『漢書』巻 24・食貨志 4「苗生葉以上，稍耨隴草，因隤其土以附苗根．故其『詩』曰「或芸或芋，黍稷儗儗」【師古曰：小雅甫田之詩】」；『周礼』天官冢宰上・甸師「甸師，其の屬を帥いて王藉を耕耨するを掌る……【甸師，掌帥其屬而耕耨王藉……［鄭注：其屬，府史・胥徒．耨，芸芋也．……王一耕之，而使庶人芸芋終之］】」．

(64) 『周礼』天官・大宰「一曰三農，生九穀【鄭玄 注引 鄭司農 云：三農，平地・山・澤也】」；『文選』巻 3, 漢・張衡『東京賦』「三農之隙，曜威中原」．

(65) 『後漢書』巻 80 上，杜篤伝「沃野千里，原隰彌望．保殖五穀，桑麻條暢」；『文選』巻 10, 潘岳・『西征賦』

が第 4 句を「倉廩□実」と推補したのは，『管子』牧民「倉廩實れば，則ち禮節を知る．衣食足れば，則ち榮辱を知る【倉廩實，則知禮節．衣食足，則知榮辱】」を念頭に置いたものであろう．缺字の第 3 字には「盈；積；頗」などを補えるかもしれない(66)．「道之以徳，斉之以禮」は『論語』為政，「民知栄辱」は『管子』上述箇所を典拠とする．「義譲」は「人民が道義を重んじ他を思いやること」を示す(67)．

なお，關尾氏は，麹氏高昌国北辺における新興県の戦略的重要性に鑑みれば，本処の叙述も単なる文飾にとどまらないとする［關尾 1984, p. 5; 語注 r1c 参照］．

v11–12 其後属突厥雄強，威振朔方，治兵練卒，侵我北鄙：突厥が麹氏高昌国の北辺を攻撃したことについて述べられている．突厥の土門は西暦 552 年に柔然を破り伊利可汗を名乗り突厥第一可汗国が成立するが，碑陽において麹宝茂・麹乾固が突厥の官号を帯びていることから［語注 r22–23, r23a 参照］，碑陽撰文時の建昌元年（555）には麹氏高昌国は突厥の影響下にあったことが窺える．馬雍氏は，第 13 行以降にみえる麹斌の出使と麹宝茂の婚姻の時期は建昌元年と考え，突厥による侵攻と麹斌の出陣は和平四年（554）に行われたと推定する［馬雍 1986, pp. 358–362］．ただし，碑陰第 11–12 行の内容（「其後属突厥雄強，威振朔方，治兵練卒，侵我北鄙」）からは突厥による侵攻があった具体的な時期は不明であり，本碑で言及される突厥による侵攻は必ずしも和平四年（554）に限定する必要はなく，それ以前からあったものとも考えられる．

v12a 厝(錯) 勝：「厝」は「錯」の音通である（いずれも中古音は *ts’ɑk）［『漢文典』p. 351］．『孫子』を典拠とする「錯勝（相手を制して勝利する）」と解釈する．

v12b 王□□曆数之期：第 1 字は従来「主」と読まれてきたが，袁拓本を参照すると，上端の点（丶）の筆画のようにみえるものは罫線と重なっているため，字の一部とは判断できない．麹氏高昌国王をさす「王」と改める．

馬雍氏は，『論語』堯曰第二十の「暦数在躬」から本処の「暦」字を推測し，「期」字とあわせて本処を麹宝茂の即位について述べているものと解釈する［馬雍 1986, p. 359］．「暦数之期」という用例は『宋書』にも確認でき(68)，馬雍氏の解釈に従い，「暦」字を補う．

v13a □綰曹郎中麹仁：池田氏は「□□綰曹中麹仁」としたが，袁拓本からは「郎中」の 2 字を確認できる．碑文の本文には麹仁は言及されないものの，供養者像の配列から，池田氏は麹斌の父と推定した［池田 1985, p. 109］．碑陽の麹斌の寺院建立・寺産寄進の動機として，両親の冥福への祈願が言及されていることからも，池田氏の推測は支持される［cf. 語注 v18a］．

「黄壤千里，沃野彌望，華實紛敷，桑麻條暢」．

(66) 『梁書』巻 28, 裴邃伝「復開創屯田數千頃，倉廩盈實，省息邊運，民吏獲安」；『漢書』巻 24 下, 食貨志 4 の顔師古註「倉廩積實，布帛有餘，則招誘胡人，多來降附」；『旧唐書』巻 105, 良吏・宋慶礼伝「并招輯商胡，為立店肆，數年間，營州倉廩頗實，居人漸殷」．

(67) 『後漢書』巻 53, 徐穉伝「徐穉字孺子，豫章南昌人也．家貧，常自耕稼，非其力不食．恭儉義讓，所居服其德」；『大方廣佛華嚴經』巻 12（『大正蔵』No. 293, Vol. 10, p. 715, b08–b10）「三，宰官循職，惠恕充懷，無酷吏傷殘怖；四，人皆義讓，國無欺枉，無盗賊偷劫怖」．

(68) 『宋書』巻 14, 礼志一「青龍五年（237），山茌縣言黄龍見．帝乃詔三公曰『……既膺受命暦數之期，握皇靈遷興之運，承天改物，序其綱紀』」．

v13b 深知□□之□：池田氏らは缺字とするが，この句は直前の「□□曆数之期」と対になっていると考えられるため，「之」の字を補った．

v13c 居安慮危，見機而作：前句は『左伝』襄公十一年「『書』に曰わく，『安きに居りて危きを思う』と．思えば則ち備え有り，備えあれば患い無し．敢えて此を以て規(ただ)さん【書曰『居安思危』．思則有備，有備無患．敢以此規】」を典拠とするので，句頭の「居」を推補した．後句は『易経』繫辞下「君子は幾(きざし)を見て作(た)ち，日を終うるを俟たず【君子見幾而作，不俟終日】」に拠る．いずれも，当時の国王である麹宝茂が常に危機に備えるという君子の姿勢を備えていたことを表す．

v13d 専對之才：「専対」は「使者として外国と交渉する」の意(69)．

v14a 遂遣君厥庭，遠和□□．麹君述之以機辨，陳之以禍福：池田氏の第3句までの句読「遂遣君厥庭，遠和□□□□．述之以機辨」を改める．直前の「以専對之才，非人莫及」と「遂遣君厥庭，遠和□□」とを対句と考え，後続の第3句の冒頭2字には「麹君」を推補し，「述之以機辨，陳之以禍福」の主語とみなす．突厥との和平交渉を述べる第 2 句「遠和□□」は，経書・史書類の用例から「遠和邇能（遠きと和し邇(ちか)きを能(よ)くす）」あるいは「遠和邇柔（遠きと和し邇(ちか)きを柔(やわ)らぐ）」と推補できるかもしれない(70)．

v14b 士衆：「士」はこれまで「土」と判読されてきた．新拓本を参照すると，確かに「士」字の上部よりも下部の方が若干長いように見受けられる．ただし，文脈からは「武将や兵士」を指す「士衆」が適切である．

v14c 遂同盟結婚：麹斌が突厥との外交に赴いた結果，麹氏高昌国と突厥の通婚関係が成立したことを述べる．『隋書』巻 83・高昌伝は，麹宝茂の孫で第 8 代国王の麹伯雅（位 602–613, 620–623）の「大母」が突厥可汗の娘であったことを伝えている(71)．「大母」には①祖母・②嫡母の意味があるが，馬雍氏はこの「大母」を祖母と解釈する．そのうえで，麹宝茂の即位［語注 v12b 参照］は麹斌が出使する直前のことと考え，突厥可汗の娘と結婚したのは麹宝茂であるとし，王素氏もこの見解を支持する［馬雍 1986, pp. 357–360; 王素 2000, p. 439］．なお，麹宝茂と結婚した女性の父親については，室点蜜可汗とする説と木杆可汗とする説がある［王素 2000, pp. 434–441］．

v15a 干戈載戢，載櫜弓矢：『詩経』周頌・時邁「載ち干戈を戢め，載ち弓矢を櫜(ふくろ)にす【載戢干戈，載櫜弓矢】」を典拠として，突厥との戦いが終わったことを指す．

---

(69) 『論語』子路「子曰く，詩を誦すること三百，之に授くるに政を以てして達せず，四方に使いして専対する能わざれば，多しと雖も，亦た奚(なに)を以て為さん，と【子曰，誦詩三百，授之以政不達，使於四方不能専對，雖多，亦奚以為】」．

(70) 『尚書』舜典「柔遠能邇，惇德允元」；『詩経』大雅・民労「柔遠能邇，以定我王」；『後漢書』巻 61, 左雄伝「臣聞柔遠和邇，莫大寧人」．

(71) 『隋書』巻 83，高昌伝「堅死し，子の伯雅立つ．其の大母は本と突厥可汗の女なり．其の父死すれば，突厥，其の俗に依らしめんとするも，伯雅従わず．これを久しくして，突厥これに逼れば，已むを得ずして従う【堅死，子伯雅立．其大母本突厥可汗女，其父死，突厥令依其俗，伯雅不従者久之，突厥逼之，不得已而従】」．

v16a 寔乃柱石之□，□□之鉉，社稷之器：池田氏は，「寔乃柱石之□□□，□鉉社稷之器.」とするが，句作りから「鉉」の直前に「之」を補い読点を改めた.

v16b 名不虚稱，斯其膺矣：麹斌の「斌」の字が「文」と「武」から成り立っていることを踏まえている．直前の「苞剛柔於胷衿，備文武於懐抱」とあわせて麹斌が文武の才を兼ね備えた人物であるということを述べている.

v17a 物表：「世俗の外」あるいは「志が世俗を離れて高邁であること」を指す(72).

v18a 母渤海高氏之像：麹斌の父である麹仁［語注 v13a 参照］と対称の位置に刻画されていることから，この女性は麹仁の妻すなわち麹斌の母と考えられる．従って冒頭の缺字にあえて「母」を補うことも許されよう.

v18b 抑：池田氏は「仰」とするが，『新疆図志』・内藤氏・黄文弼氏は「抑」とし，羅振玉氏は「柳」とする．袁拓本を参照すると偏が「扌」であることが確認でき，文脈からも感嘆詞として「抑」と読むのが適切であると考える.

v18c 邴原：後漢末〜魏の文人・官僚（158?–208?）.『三国志』巻 11, 魏書, 邴原伝によれば，朱虚（山東省臨朐県）出身で有能で学識が高く高潔な人物として知られる．なお，『三国志』裴松之注は，『邴原別伝』という書物を引用する（「『原別伝』曰，『原十一而喪父，家貧早孤……』」）. 裴松之の注が完成した劉宋の元嘉六年（429）までには『邴原別伝』が完成しており，裴松之がこれを参照しえたことが知られる(73).

v19a 潘尼：西晋の文人・官僚（?–311?）.『晋書』巻 55, 潘岳伝によれば，潘尼はおじの潘岳とともに文才が高く評価されており（「尼少有清才，與岳俱以文章見知」），彼の作品は『文選』にも収録されている(74).

潘尼についての記述も呉隠之［語注 v10a］と同様に「十八家晋史」などの同時代の歴史書に見えている(75)．潘尼は，『世説新語』に引用される劉孝標注所引の『文士伝』でも「尼字正叔，滎陽人．祖勗，尚書左丞．父滿，平原太守．並以文学稱．尼少有清才，文詞温雅．初應州辟，終太常卿」と伝えられる(76)．呉隠之と同様に，南朝において潘尼も広く知られており，その事績も南朝で著された書物に広く残されていたと考えられる.

---

(72) 梁・慧皎『高僧伝』巻 8, 南齊・釈僧遠（414–484）伝（『大正蔵』No. 2059, Vol. 50, p. 378, a29–b1）「法苑に遊心し，人外に緬想す．山門に高歩し，物表に蕭然たり【遊心法苑，緬想人外．高歩山門，蕭然物表】」;『文選』巻 43, 南齊・孔德璋（稚珪）・北山移文「若其亭亭物表，皎皎霞外，芥千金而不盻，屣萬乘其如脱【張銑注：表，外也．物表・霞外，言志高遠也】」.

(73) 『邴原別伝』は『太平御覧』太平御覧経史図書綱目の「引書」中にも言及されているので，宋代まではなお散逸していなかった.

(74) 「贈陸機出為呉王郎中令」一首・「贈河陽」一首・「贈侍御史王元貺」一首・「迎大駕」一首.

(75) 東晋・王隠『晋書』巻 7（『晋書輯本』5 第 5 葉表–裏）；南齊・臧栄緒『晋書』巻 10（『晋書輯本』2, 第 14 葉裏–第 17 葉表）.

(76) 『文士伝』は 402–429 年の間に成立し，後漢〜劉宋までの文人の伝記を収録する．現在は散佚してしまっているが，『世説新語』や『三国志』裴松之注，『太平御覧』などに逸文が残っている．編者の張隲について詳細は不明であるが，南朝の人物であった可能性が指摘されている［松浦 1978］.

v19b 折獄之志：『論語』顔淵「子曰わく，片言もて以て獄を折(さだ)むべき者は，其れ由なるか，と【子曰，片言可以折獄者，其由也與】」を典故とする．本処では麴暄が子路（由）のように迅速かつ公平公正に裁判に臨んだことを表現する．

v19–20 體亮閑邃，樹上清遠：第 2 句の「樹」は「標」の異体字．「標上」は「風格」と対句となる用例が唐代の墓誌に確認でき(77)，本処でも高い品格を示す表現と解釈される．

v20a 磬(罄) 捨珎財：池田氏に従い，「磬」は「罄」の音通（いずれも中古音は *k‘ieŋ）［『漢文典』p. 369］による誤字とみる．

v20b 其：Galambos 氏は IOL Tib J 754 との文言の類似性から「峰」とするが［Galambos 2008, p. 73; n. 14］，新拓本からは「其」字の最下の横線が確認できるので，池田氏の録文に従う．

v21a 銀槃切漢：後続の「金鍾振響」との対句で，麴暄が建立した寺院を称揚している．「銀槃（盤）」には「月」の比喩としての用法もあるが(78)，対句の「金鍾」からは寺院の構造物と考えられるので，「槃」は仏塔に設けられる露盤をさすものと解釈する．「切漢」は，空を衝くほど高いことの形容(79)．

v21b 勢方祇恒(洹)：「祇恒」は「祇洹」（祇園に同じ）の誤記．行末の「秘なること兜率の如し【秘如兜率】」と対句をなすので，「方」は「祇洹」を目的語とする動詞に解され，本処を “in a layout emulating the Garden of Jetavana” と英訳する Galambos 氏に従う［Galambos 2008, pp. 73–74］．

v22a 妻 使(史) 氏之像：「使」の人偏は袁拓本・新拓本でも明瞭．これを池田氏が「史」と校訂したのはおそらく音通（中古音はいずれも *ʂi）を意図し［池田 1985, p. 112］，荒川氏もこの「史氏」が麴氏高昌国で有力であったソグド系史一族に関係する可能性を指摘する［荒川 2010, p. 54, n. 27］．

配置に鑑みればこの「使(史)氏」は麴斌の妻と考えられる．従って冒頭にもおそらく「妻」1 字を推補できるだろう［cf. 語注 v25a］．

v22b 競 日(蔚) 争鮮：第 2 字は従来「日」と判読されてきたが，これは文意をなさない．麴氏高昌国時代の陰氏造寺碑の第 11 行には，本処と同様に寺院・伽藍を形容する文脈で「与離光争鮮，祇(祇) 洹競蔚（日光と鮮やかさを争い，祇園精舎と盛大さを競う）」という表現がみえるので［cf. 池田 1985, p. 116］，本処の第 2 字も「蔚（盛大なさま）」に通じると推測される．この点を勘案すると，従来の「日」は拓影から「日（中古音は *jɨwɐt）」と修正できるので，これが「蔚（*ʔjwe̯i / *ʔi̯uət）」の音通として用いられたと考えられる(80)．この両字の声母（日は云母，蔚は影母）と韻

(77) 唐天宝元年（742）大唐故韋君夫人胡氏墓誌銘「風格則笙簧典誥，標上乃黼藻朋僚」［『全唐文新編』第 22 冊, p. 15183］．

(78) 宋・王安石『唐百家詩選』巻 15, 唐・盧仝「月蝕」：「爛らかなる銀盤は海底より出で，出来して我が草屋の東を照らす【爛銀盤從海底出，出來照我草屋東】」．Galambos 氏も本処を “the moon” と訳す［Galambos 2008, p. 73］，

(79) 『晋書』巻 43, 楽広伝「贊曰：晉家求士，乃構仙臺，陵雲切漢，山叟知材」；唐・法琳『辯正論』巻 3（『大正蔵』No. 2110, Vol. 52, p. 509, b19–b22）「大業元年（605），文皇帝の爲に西禪定寺を造れり．……仁祠は漢(あまのがわ)に切し，霊刹は霄(そら)を干す【大業元年，爲文皇帝造西禪定寺．……仁祠切漢，靈刹干霄】」．

(80) 両字の中古音は『漢文典』pp. 133, 226 を参照．なお，吉田豊氏からも，高昌国の漢語で「日」と「蔚」がきわめて近似する発音と認識された可能性はある，とのご助言を頂戴した．特記して深謝する．

母（日は月韻合口，蔚は微韻合口／物韻合口）は，中古音だけでなく河西方言や 10 世紀以降のトゥルファンのウイグル字音でもおおむね区別されていた[81]．この両字が音通字として扱われていたとすれば，麹氏高昌国で用いられた漢語音の体系が当時の中原のそれと異なっていたという指摘が補強されることになる[82]．

v23a 慨析薪於既往，感負荷之在玆：『左伝』昭公七年「子產曰わく，『古人言えること有りて曰わく，其の父薪を析き，其の子負荷するあたわず』と【子產曰，『古人有言曰，其父析薪，其子弗克負荷』】」を典拠とする．麹亮（または麹貞／麹貞亮）が父（＝麹斌）の崇仏事業を継承しようとしていることを表現する．

v23–24 登南山以哀慕，眷蓼莪而傷□：いずれも亡くなった麹斌への哀慕を表わす．後句の「蓼莪」の原義は「長く伸びたアザミ」であるが，本処では，亡親への孝行を尽くせないための哀嘆を主題とする『詩経』小雅・蓼莪を踏まえる．前句の「南」も従来缺字とされてきたが，同じく『詩経』小雅・蓼莪の一節「南山烈烈，飄風發發，……南山律律，飄風弗弗」に由来するものとみて推補する．

v24a □高山之日遠，嗟景行之不追：『詩經』小雅・桑扈之什・車舝「高山は仰ぎ，景行は行く【高山仰止，景行行止】」に基づくとみて，前句に高山をあえて推補する．「高山；景行」はいずれも麹斌の徳行の喩え．

v24b 冀万祀而傳徽：『魏書』巻 78, 張普惠伝に「尊君愛親，臣子所以慎終．必使勳績相侔，號秩相可，然後能顯揚當時，傳徽萬代者矣」とみえる．義和五年（618）『妙法蓮華経』巻 6 夫人和伯姫題記［『識語集録』No. 480, p. 178］に「冀金教永傳於千載，玉□不朽於万祀」とあるのも参照．

v25a 妻孟氏之像：位置関係からは麹斌の弟の麹暄の妻であることが期待される．しかし，刻名の字寸に鑑みると，上端の缺字はおそらく 1 字と考えられるので，「妻」のみが推補され，従って，麹斌の妻と解釈せざるを得ない．語注 v28a も参照．

v26a 天堂：六道の一つである天上界を指す[83]．

v26b 玄途：「悟りへの道・奥深い真理の道」などを指す語であると考えられる[84]．

v26c 誘以三車：「三車」とは声聞（śrāvaka）・縁覚（pratyekabuddha）・菩薩（bodhisattva）の三乗を羊車・鹿車・牛車に譬える『法華経』譬喩品の教えであり，衆生を救済して涅槃に至らせるための仏の教法の方便をさす［『望月』第 2 巻, pp. 1537–1539］．

---

(81) 高田 1988, pp. 103–104, 131, 181; 吉田 1994, p. 344–343, 331, 319–318; 庄垣内 2003, pp. 65, 68, 79, 87, 88.

(82) 高昌延寿十六年（639）ソグド文女奴隷売買文書でも漢語の寿（*ʑi̯ę̣u）がソグド文字で cyw と表記されており，通常の漢語では摩擦音 [ʒ] とされる寿の声母（禅母）が，高昌国では破擦音（[tʃ], [dʒ]）であった可能性が示唆されている［吉田・森安・新疆ウイグル自治区博物館 1989, pp. 8–9; 吉田 1994, p. 348］．

(83) 北涼・曇無讖『大方等大集経』巻 44（『大正蔵』No. 397, Vol. 13, p. 291, a17）「造悪の苦辛は地獄の如く，施食の快樂は天堂の似し【造悪苦辛如地獄，施食快樂似天堂】」．

(84) 唐・道宣『廣弘明集』巻 23, 劉宋・張暢「若邪山敬法師誄幷序」（『大正蔵』No. 2103, Vol. 52, p. 268, a1–a3）「妙は環中に入り，道は形上に出づ．謂う所の伊れ人，玄途は獨り亮らかにして，智は情において虚しく，其の相に實なるを照らす【妙入環中，道出形上．所謂伊人，玄途獨亮，智虚于情，照實其相】」．

v26d 功遂身退：『老子』運夷第九「功成り名遂げて身退くは天の道なり【功成名遂身退，天之道】」に拠る．本処では仏陀の寂滅を指す．

v26e 化感返(遍)諸：文脈から，仏陀の寂滅後もその教化が広まったことを表現したものとみる．第 3 字「返（piwɐn）」の判読は『新疆図志』・黄文弼氏・池田氏に従うが，西晋・竺法護訳『正法華経』巻 9（『大正蔵』No. 263, Vol. 9, p. 124, a6）に「如來滅後，布露經典遍諸佛國」とあることに鑑みれば，「遍（pien）」の誤刻または通假とみなすべきであろう．

v27a 仰□□□：従来缺字とされていた第 1 字は，袁拓本から「仰」と判読できる．

v28a 弟妻辛氏像：供養者像の位置関係からは，麴斌の子の麴貞（あるいは麴亮／麴貞亮）の妻であることが期待されるが，冒頭の「弟妻」の 2 字は明瞭であるから，麴斌の弟の麴暄の妻ということになる．語注 v25a も参照．

v28b 敬授民時：「民に暦を頒布し，農時を誤らせないこと」を指す[85]．本処では麴斌が新興県令として勧農に努めたことを指す．

v29a 連驃五臣，比轍十乱：「五臣」は周・文王の五人の重臣，「十乱」は周・武王の十人の重臣を指し[86]，あわせて麴斌を高昌国の重臣として彼らになぞらえたもの．

v29b 分□廢寢，求衣昧旦：碑陰第 16 行末～第 18 行冒頭の内容と対応すると考える．前句の「分□」は現存の拓本では確認できず『新疆図志』の移録に拠らざるを得ないが，本来は「夜分廢寢；宵分廢寢」などと刻字されていた可能性もある[87]．後句の第 1 字も従来は「永」と判読されてきたが，諸種の典故に鑑みれば「求」に改められ[88]，拓影とも齟齬しない．

v30a 林扇香風：「香風」は梵語の gandhavatī の対訳として用いられる［『平川』p. 1281］．

v31a 勒其玄功：第 2 字を『新疆図志』は「此」，黄文弼氏・池田氏は「茲」としたが，袁拓本の残画を碑陰第 11, 14, 16, 18, 19 行にみえる「其」と比較して改める．

v31b 儛蹈不□：「儛蹈不」の残画は確認できるので従来の移録に従う．『弘明集』巻 10・「右僕射袁昂答」に「伏誦無斁，舞蹈不勝」，同じく「五經博士明山賓答」に「奉以周旋，不勝舞躍」とあるのを参照すると，末字には「儛蹈不勝」と補えるかもしれない．「舞蹈不勝」・「不勝舞躍」は，いずれも喜びにたえないことを表わす表現である［『弘明集研究』下, pp. 515, 542］．

---

(85) 『尚書』堯典「乃ち羲・和に命じて，欽んで昊天に若(したが)い，日月星辰を歴象し，敬んで人に時を授く【乃命羲和，欽若昊天，歴象日月星辰，敬授人時】」．この「敬授人時」を「敬授民時」とする例は諸書に確認される．E.g.『史記』巻 1, 堯紀「乃命羲・和，敬順昊天，數法日月星辰，敬授民時」；『後漢書』巻 105, 五行志 5「經曰：曆象日月星辰，敬授民時」．

(86) 『尚書』君奭「惟れ文王は尚お克く我が有夏を修和す．亦た惟れ虢叔の若き有り，閎夭の若き有り，散宜生の若き有り，泰顛の若き有り，南宮括の若き有り【惟文王尚克修和我有夏．亦惟有若虢叔，有若閎夭，有若散宜生，有若泰顛，有若南宮括】」；『尚書』泰誓中「予に亂臣十人有りて，同心同德たり．周親有りと雖も，仁人にしかず【予有亂臣十人，同心同德．雖有周親，不如仁人】」．

(87) 『魏書』巻 56, 崔辯伝「臣用劬勞，日昃忘餐，宵分廢寢」；『梁書』巻 38, 賀琛伝「不憚胼胝之勞，不辭癯瘦之苦，豈止日昃忘飢，夜分廢寢」．

(88) 『陳書』巻 1, 高祖本紀，太平二年（557）「九月辛丑，詔曰：……公求衣昧旦，昃食高春」，同巻 5・宣帝本紀，太建九年（577）「夏五月景子，詔曰：「朕昧旦求衣，日旰方食，思弘億兆，用臻俾乂」．

v31c 延昌十五年乙未歳九月　旬，刊訖：現存の拓本ではまったく確認できず，『新疆図志』の移録に従わざるを得ない．延昌は麴乾固の元号（561–601）．延昌十五年は西暦 575 年にあたる［黄文弼 1951, p. 19］.

略号・参考文献

荒川正晴 1983 :「麴氏高昌国の官制について」『史観』109, pp. 29–43.

荒川正晴 1986 :「麴氏高昌国における郡県制の性格をめぐって：主としてトゥルファン出土資料による」『史学雑誌』95-3, pp. 37–74.

荒川正晴 1990 :「トゥルファン出土「麴氏高昌国時代のソグド文女奴隷売買文書」の理解をめぐって」『内陸アジア言語の研究』5, pp. 137–153.

荒川正晴 2004 :「トゥルファン漢人の冥界観と仏教信仰」森安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』，朋友書店, pp. 111–126.

荒川正晴 2006 :「北朝隋唐初の在俗仏教信徒と五道大神」加地伸行博士古稀記念論集刊行会編『中国学の十字路：加地伸行博士古稀記念論集』研文出版, pp. 509–523.

荒川正晴 2010 :『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会.

池田温 1985 :「高昌三碑略考」三上次男博士喜寿記念論文集編集委員会編『三上次男博士喜寿記念論文集 歴史編』平凡社, pp. 102–120.

岩本篤志 2005 :「敦煌・吐魯番発見「晋史」写本残巻考：『晋陽秋』と唐修『晋書』との関係を中心に」『西北出土文献研究』2, pp. 19–41.

栄新江 1990 :青木茂・關尾史郎（訳注）「吐魯番の歴史と文化（I–IV）」『吐魯番出土文物研究会会報』34, pp. 1–5; 同 35, pp. 1–6; 同 47, pp. 1–6; 同 48, pp. 1–6.

栄新江 2007 :「闞氏高昌国与柔然・西域的関係」『歴史研究』2007-2, pp. 4–14.

栄新江 2016 :「従吐魯番出土文書看古代高昌的地理信息」『陝西師範大学学報』45-1, pp. 12–24.

『慧超伝研究』＝桑山正進編『慧超往五天竺国伝研究』臨川書店，1998.

榎一雄 1992 :「中央アジア・オアシス都市国家の性格」榎一雄著作集編集委員会編『榎一雄著作集』1, pp. 3–36（初出：荒松雄ほか編『岩波講座世界歴史 6 ・東アジアの形成：内陸アジア世界の形成』，岩波書店, 1971, pp. 327–358）.

王啓濤 2017 :（主編）『吐魯番文献合集：儒家経典巻』巴蜀書社.

王素 1998 :『高昌史稿（統治編）』文物出版社.

王素 2000 :『高昌史稿（交通編）』文物出版社.

王素 2003 :「新発現麴伯雅佚詩的撰写時地及其意義」『西域研究』2003-2, pp. 10–13.

大谷勝真 1936 :「高昌麴氏王統考」『京城帝国大学創立十周年 記念論文集 史学編』5, pp. 1–44.

『荻原』＝荻原雲來『漢訳対照梵和大辞典』講談社，1986.

『織田』＝織田得能『織田仏教大辞典（新訂重版）』大藏出版, 1977.

小田義久 1997 :「吐魯番出土の随葬衣物疏に見える五道大神について」『東洋史苑』48/49, pp. 10–30.

加地伸行 2009 :（訳注）『論語（増補版）』講談社.

梶山智史 2016 :「北魏における墓誌銘の出現」『駿台史学』157, pp. 23–46.

『漢魏六朝百三家集』＝明・張溥編『漢魏六朝百三家集』全 99 冊, 翰墨山房本, 1892.

『漢文典』＝高本漢（Bernhard Karlgren）著，潘悟雲・楊剣橋・陳重業・張洪明編訳『漢文典（修訂本）』上海辞書出版社, 1997.

橋堂晃一 2010 :「東トルキスタンにおける仏教の受容とその展開」奈良康明・石井公成編『新アジア仏教史 5 ・中央アジア：文明・文化の交差点』佼成出版社, pp. 67–112.

許建平 2018 :「吐魯番出土詩経写本叙録」『中国四庫学』3, pp. 126-140.

姜伯勤 1993 :「敦煌毗尼蔵主考」『敦煌研究』1993, pp. 1–9.

『弘明集研究』＝牧田諦亮編『弘明集研究』全 3 冊（上中下），京都大学人文科学研究所, 1973–1975.

倉本尚徳 2016 :『北朝仏教造像銘研究』法蔵館.

厳世偉 2021 :「高昌郡的仏典」『敦煌学輯刊』2021-4, pp. 97–108.
侯燦 1990 :「麴氏高昌国官制研究」『高昌楼蘭研究論集』新疆人民出版社, pp. 1–72.
侯燦 2019 :「再論麴氏高昌的将軍戎号与宿衛兵将（上）」『西域歴史与考古研究』, 中西書局, pp. 170–195.
侯燦・呉美琳 2003 :『吐魯番出土磚誌集注』上・下巻. 巴蜀書社.
黄祥深・王希隆 2013:「『新疆図志』版本源流考述」『中国地方誌』2013-10, pp. 49–55.
郜同麟 2018 :「徳蔵吐魯番道教文献叙録」『西域研究』2018-4, pp. 36–50.
黄文弼 1951 :「高昌国官制表」黄文弼著『高昌塼集（増訂本）』中国科学院, pp. 29–37.
『考古記』＝黄文弼著『吐魯番考古記』中国科学院, 1954.
蔡銀春 2013 :「章鈺“四当斎”蔵流散考術」『図書館史』2013-4, pp. 93–98, p. 111.
佐藤智水 1979 :「麴氏高昌国の王統について」『月刊シルクロード』5-5, pp. 9–16.
『識語集録』＝池田温編『中国古代写本識語集録』東京大学東洋文化研究所, 1990.
嶋崎昌 1977 :『隋唐時代の東トゥルキスタン研究：高昌国史研究を中心として』東京大学出版会.
朱玉麒 2007 :「吐魯番新出《論語》古注與《孝経義》写本研究」『敦煌吐魯番研究』10, pp. 43–56.
朱玉麒・孟彦弘 2019:「旅順博物館蔵新疆出土漢文文献経・史和集部概観」王振芬・栄新江主編『絲綢之路与新疆出土文献：旅順博物館百年紀念国際学術研討会論文集』中華書局, pp. 41–50.
朱月仁 2018 :「西域出土写本《春秋左氏伝》残巻輯録与探討」『文献』2018-5, pp. 15–29.
朱雷 1980 :「吐魯番出土北涼貲簿考釈」『武漢大学学報（哲学社会科学版）』1980-4, pp. 33–43.
庄垣内正弘 2003 :『ロシア所蔵ウイグル語文献の研究』京都大学大学院文学研究科.
白須淨眞 1979 :「高昌門閥社会の研究：張氏を通じてみたその構造の一端」『史学雑誌』88-1, pp. 25–48.
白須淨眞 1984 :「麴氏高昌国における上奏文書試釈：民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討」『東洋史苑』23, pp. 13–66.
岑仲勉 1958 :「麴氏高昌王外国語銜号之分析」『西突厥史料補闕及考証』中華書局, pp. 235–237.
『新疆図志』＝王樹枏等纂修, 朱玉麒主編『新疆図志』全 4 冊. 上海古籍出版社, 2015.
『晋書輯本』＝清・湯球撰『九家旧晋書輯本』藝文印書館影印本, 1964.
『晋陽秋輯本』＝清・湯球撰『晋陽秋輯本』藝文印書館影印本, 1964.
『図文』＝中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』（図文対照本）全 4 巻. 文物出版社, 1992–1996.
『西域遺珍』＝国家図書館・国家古籍保護中心編『西域遺珍：新疆歴史文献暨古籍保護成果展図録』国家図書館出版社, 2011.
關尾史郎 1984: 「高昌国における田土をめぐる覚書：『吐魯番出土文書』箚記（三）」『中国水利史研究』14, pp. 1–18.
關尾史郎 1988 :「『文書』と「正史」の高昌国」『東洋史研究』47-3, pp. 119–132.
關尾史郎 1999 :「古代中国における移動と東アジア」樺山紘一ほか編『岩波世界歴史講座 19　移動と移民：地域を結ぶダイナミズム』, 岩波書店, pp. 225–253.
關尾史郎 2018 :「“五胡”時期西北地区漢人族群之伝播与遷徒：以出土資料為中心」陝西師範大学大学歴史文化学院・陝西歴史博物館編『絲綢之路研究集刊』第 2 輯, 商務印書館, pp. 81–92.
『全唐文新編』＝周紹良総主編『全唐文新編』全 22 冊, 吉林文史出版社, 2000.
曹利華 2019 :「従吐魯番出土文書中突厥語的漢字訳音看 6–8 世紀西北方音声母之特点」『西南民族大学学報』2019-4, pp. 182–188.
『大正蔵』＝大正新修大蔵経刊行会編『大正新修大蔵経』大蔵出版.
高田時雄 1988: 『敦煌資料による中国語史の研究』創文社.
張小艷 2016 :「漢文《善悪因果経》研究」『敦煌吐魯番研究』16, pp. 59–88.
陳国燦 2012 :「従吐魯番出土文献看高昌王国」陳国燦著『陳国燦吐魯番敦煌出土文献史事論集』上海古籍出版社, pp. 49–69.
陳国燦 2017 :「西州回鶻時期的吐魯番地名的音変：吐魯番古代地名研究之五」『吐魯番学研究』2017-1, pp. 26–38.
鄭徳坤 1974 :『水経注引書考』藝文印書館.
唐長孺 2006 :「南北朝期間西域与南朝的陸道交通」『唐長孺文存』上海古籍出版社, pp. 486–511.

唐長孺 2011a :「魏晋南北朝時期有関高昌的一些資料」『山居存稿』（唐長孺文集 3）中華書局, pp. 345–355.
唐長孺 2011b :「論南朝文学的北伝」『山居存稿続編』（唐長孺文集 6）中華書局, pp. 212–241.
土肥義和 2015 :『八世紀末期～十一世紀初期燉煌氏族人名集成』汲古書院.
『敦煌俗字典』＝黄征編『敦煌俗字典』第 2 版, 上海教育出版社, 2019.
内藤湖南 1970 :「高昌国の紀年に就て」内藤虎次郎著『内藤湖南全集　7』, 筑摩書房, pp. 449–460.
西村陽子・北本朝展 2010: 「スタイン地図と衛星画像を用いたタリム盆地の遺跡同定手法と探検隊考古調査地の解明」『敦煌写本研究年報』4, pp. 209–245.
西脇常記 2012 :「トルファン漢語文書と大蔵経」『禅研究所紀要』40, pp. 19–37.
馬雍 1972 :「略談有関高昌史的幾件新出土文書」『考古』1972-4, pp. 16–63.
馬雍 1976 :「麹斌造寺碑所反映的高昌土地制度」『文物』1976-12, pp. 51–58.
馬雍 1986 :「突厥与高昌麹氏王朝始建交考」閻文儒・陳玉龍編『向達先生紀念論文集』新疆人民出版社, pp. 353–364.
『碑刻校注』＝毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』全 11 冊, 綫装書局, 2008.
『平川』＝平川彰編『仏教漢梵大辞典』霊友会, 1997.
付晨晨 2019 :「斉梁類書の誕生：初期類書の系譜と南朝士人」『史学雑誌』128-1, pp. 1–35.
馮璇 2018 :「新見旅順博物館蔵新疆出土漢文文献中的漢史写本考釈」『西域研究』2018-1, pp. 1–13.
福田哲之 1999 :「吐魯番出土『急就編』古注本校釈」『中国学集刊』25, pp. 43–69.
船山徹 1995 :「六朝時代における菩薩戒の受容過程」『東方学報』京都 67, pp. 1–135.
『編年体晋史』＝清・湯球・黄奭輯，喬治忠（校注）『衆家編年体晋史』天津古籍出版社, 1989.
抱暁悦 2015 :「日本書道博物館蔵敦煌吐魯番“写経残片冊”的文献価値」『文献』2015-5, pp. 36–47.
彭傑 2015 :「旅順博物館藏両件高昌王麹乾固供養写経残片探析」『敦煌研究』2015-3, pp. 67–73.
堀内淳一 2018 :『北朝社会における南朝文化の受容：外交使節と亡命者の影響』東方書店.
本間寛之 2003 :「麹氏高昌国の中央行政機構とその官制について」『史観』149, pp. 16–32.
町田隆吉 1984 :「補修吐魯番出土「晋史」残巻」『東京学芸大学附属高校大泉校舎研究紀要』8, pp. 37–46.
松井太 1998 :「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1–62.
松井太 2011 :「古ウイグル語文献にみえる「寧戎」とベゼクリク」『内陸アジア言語の研究』26, pp. 141–175.
松井太 2016 :「大英図書館所蔵対訳語彙集断片 Or. 12380/3948 再考」『東方学』132, pp. 87–74.
松浦崇 1978 :「張隲『文士伝』について」『中国文学論集』7, pp. 17–27.
松田壽男 1987a : 松田壽男著『松田壽男著作集 4：東西文化の交流 II』六興出版.
松田壽男 1987b : 松田壽男著『松田壽男著作集 5：アジアの歴史』六興出版.
壬生台舜 1990 :「六道説に関する二，三の問題について」坂本要編『地獄の世界』渓水社, pp. 246–257.
『望月』＝望月信亨（編）『望月仏教大辞典（増訂版）』全 10 巻, 世界聖典刊行協会, 1954–1957.
護雅夫 1967 :「鉄勒諸部における eltäbär, irkin 号の研究」護雅夫著『古代トルコ民族史研究』第 1 巻, 山川出版社, pp. 398–438.
森安孝夫 1985 :「チベット文字で書かれたウィグル文仏教教理問答（P. t. 1292）の研究」『大阪大学文学部紀要』25, pp. 1–86.
森安孝夫 1991 :「ウイグル＝マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32, pp. 1–250.
姚崇新 1999 :「試論高昌国的仏教與仏教教団」『敦煌吐魯番研究』4, pp. 39–80.
吉川忠夫 1998 : 吉川忠夫訳『弘明集・廣弘明集』（大乗仏典：中国・日本編第 4 巻）中央公論社.
吉川忠夫 2000 :「島夷と索虜のあいだ：典籍の流伝を中心とした南北朝交流史」『東方学報』72, pp. 133–158.
吉田豊 1994 :「ソグド文字で表記された漢字音」『東方学報』京都 66, pp. 380–271.
吉田豊 2019 :「ブグト碑文のソグド版について」『京都大学文学部研究紀要』58, pp. 1–33.
吉田豊・森安孝夫・新疆ウイグル自治区博物館 1989 :「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隷売買文書」『内陸アジア言語の研究』4, pp. 1–50.
羅新 2009 :『中国北族名号研究』北京大学出版社.
羅振玉 1921 :「高昌麹斌造寺碑釈文并跋」『亜洲学術雑誌』3, pp. 1–8.
Bombaci, Alessio 1970 : “On The Ancient Turkic Title *eltäbär*.” In: Permanent International Altaistic Conference (ed.), *Proceedings of the IXth meeting of the Permanent International Altaistic Conference, Ravello, 26–30 September*

1966, Istituto Universitario Orientale Seminario di Turcologia, pp. 1–66.

Bombaci, Alessio 1976 : “On The Ancient Turkish Title *šadapït*.” *Ural-Altaische Jahrbücher* 48, pp. 32–41.

Chotscho = Albert von Le Coq, *Chotscho: Facsimile-Wiedergabe der wichtigeren Funde der ersten königlich preussischen Expedition nach Turfan in Ost-Turkistan*, Dietrich Reimer, 1913.

Galambos Imre 2008 : “A 10th Century Manuscript from Dunhuang Concerning the Gantong Monastery at Liangzhou.” 『敦煌写本研究年報』2, pp. 63–82.

Kasai Yukiyo 2014 : The Chinese Phonetic Transcriptions of Old Turkish Words in the Chinese Sources from 6th–9th Century: Focused on the Original Word Transcribed as *Tujue* 突厥. 『内陸アジア言語の研究』29, 57–135.

Maspero, Henri 1953 : *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale*, Trustees of the British Museum.

Matsui Dai 2015 : “Old Uigur Toponyms of the Turfan Oases.” In: Elisabetta Ragagnin and Jens Wilkens (eds.), *Kutadgu Nom Bitig: Festschrift für Jens Peter Laut zum 60. Geburtstag*, Harrassowitz, pp. 275–303.

Nishiwaki Tsuneki and Simone-Christiane Raschmann 2001 : *Chinesische und manjurische Handschriften und seltene Drucke*, Teil 3: *Chinesische Texte vermischten Inhalts aus der Berliner Turfansammlung*, Franz Steiner.

Yoshida Yutaka 2000 : “Furfher Remarks on the Sino-Uighur Problem.” 『アジア言語論叢』3, pp. 1–10.

付記　本稿執筆に際しては，荒川正晴（大阪大学名誉教授）・浅見洋二（大阪大学教授）・河上麻由子（大阪大学准教授）・林暁光（大阪大学准教授）・名和隆乾（大阪大学講師）の諸先生から多岐にわたるご教示を頂戴した．特記してお礼申し上げるとともに，本稿の内容に関する責任は，すべて筆者にあることを申し添える．